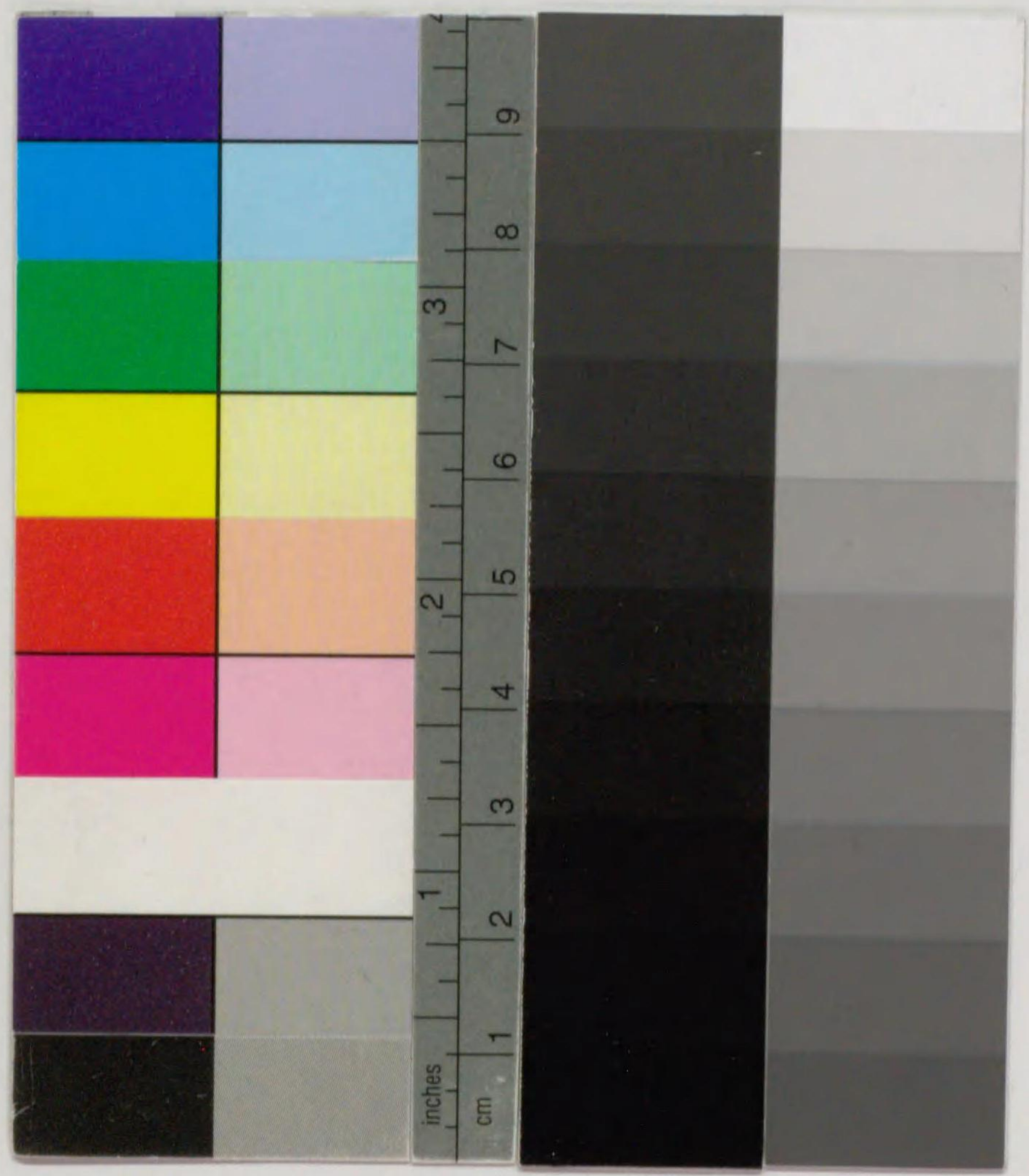


埼玉縣神社特殊神庫

186  
342

186-342  
\*1200800017647\*

朝  
養  
國  
圖



埼玉縣神社特殊神事

埼玉



186-342



埼玉縣神社特殊神事

埼玉縣神職會



186-342



埼玉縣神社特殊神事

埼玉縣神職會



凡例

- 一本書は埼玉縣主催一府七縣聯合神職會記念として出版せり。
- 一表紙は他の記念品と共に本縣に因みて武藏野模様を顯はせり。
- 一本書は曩に本縣より綱目を定め管内各郡に照會を發し、各神社に於ける特殊慣行の神事を記述提出せしめたるもの、中より十四種を撰擇し、印刷に附せるものなり。
- 一皇后陛下官幣大社氷川神社御參拜次第以下數種は、特殊神事と云ふを得ざれども參考とすべきものあるを以て、附録として之を掲載せり。

一本書發刊に際し表紙の意匠及題號の揮毫は額賀氷川神社宮司を煩し、材料の取纏めは本縣神社主任小川元吉氏を煩し、校正に關しては東角井杉山兩幹事その任に當りたり。

大正十年九月

一 官幣大社氷川神社大湯祭……………一  
 一 官幣中社金鑽神社筒粥神事 附火鑽祭……………一一  
 一 縣社秩父神社神幸祭 附祈年祭御田植神事……………二〇  
 一 縣社八幡神社流鏑馬御神事……………三三  
 一 縣社鷲宮神社夏越祭……………三六  
 一 郷社出雲伊波比神社流鏑馬祭……………四二  
 一 郷社楡山神社年越祭……………四七  
 一 村社我野神社神輿渡御式……………五三  
 一 村社八幡神社鐵砲祭……………五七  
 一 村社木宮神社宮本座式……………六一  
 一 村社八幡大神社土俵入祭……………六八

埼玉縣神社特殊神事目次

一 官幣大社氷川神社大湯祭……………一  
 一 官幣中社金鑽神社筒粥神事 附火鑽祭……………一一  
 一 縣社秩父神社神幸祭 附祈年祭御田植神事……………二〇  
 一 縣社八幡神社流鏑馬御神事……………三三  
 一 縣社鷲宮神社夏越祭……………三六  
 一 郷社出雲伊波比神社流鏑馬祭……………四二  
 一 郷社楡山神社年越祭……………四七  
 一 村社我野神社神輿渡御式……………五三  
 一 村社八幡神社鐵砲祭……………五七  
 一 村社木宮神社宮本座式……………六一  
 一 村社八幡大神社土俵入祭……………六八

一 村社赤沼神社弓射祭……………七三

附 皇后陛下官幣大社氷川神社御參拜次第……………七七

縣社八幡神社西伯利派遣軍人健康祈願祭……………八三

埼玉縣主催小山川改修起工地鎮祭……………八六

埼玉縣尙武會主催戰役戰病死者招魂祭……………九二

埼玉縣神社特殊神事

北足立郡大宮町大字高鼻

官幣大社氷川神社

一 祭名

大湯祭

一 祭事執行月日

毎年 十二月十日

一 祭事の由來起源

當社に於て此の祭を執行すること、何時の頃より始まりしか、其起源を明かにせず。

延寶年間の社記には、大湯祭の文字見えたり。其以前には、御火祭とも稱せり。是れ

舊藏王子宮社前に於て、釜湯の行事を行ひ、探湯をなしに因ると云ふ。今は此事な

し。世俗此日の祭典を十日市とも、酉の町とも、又は大國市とも稱ふ。蓋大國市と稱

ふることに、福神として御祭神の石柱に坐す、大己貴命(大國主命)、攝社天津神社に

齋さまつる少彥名命(惠毘須に像る)の御影を拜戴するよりその名起れるならむ。參

拜の衆庶十萬と稱せらる。實に東國西の市の範たり。當日の祭典に供し奉る神饌品目は別記特種のものにして、材料を蒐集し神職一同潔齋の上之を調理す。前齋十日間、十一月三十日夜より十二月九日夜に至るまで、毎夜十時より曉に及ぶ神事を行ひ、齋戒を嚴にす。翌十一日を後齋(小祭)とす。

### 大湯祭前齋次第

#### 第一鼓(午後九時)

社頭二ヶ所(一所は神橋の南、一所は神門前)に庭燎を燒く。但一對つゝ、拜殿前及各攝末社に高張提燈を掲げ點燈す。本社中門及拜殿には一對つゝのボンボリを置く。

先之宮司以下沐浴齋戒

#### 第二鼓(午後九時五十分)

宮司以下内神殿前ニ於テ修祓

一午後十時宮司以下拜殿所定ノ座ニ着ク

此ノ時出仕拜殿ノ左右及中門祝詞舎ヲ燈火ヲ點ス。

次宮司御扉ヲ開キ畢リテ側ニ候ス。 此間 警蹕 奏樂

主典二人宮司ニ隨ヒテ昇殿、垂簾ヲ卷キ、外陣ニ御燈ヲ點ス。

次禰宜以下神饌ヲ供ス 此間 奏樂

次宮司祝詞ヲ奏ス

次宮司玉串ヲ奉リテ拜禮

次禰宜以下拜禮

次禰宜以下神饌ヲ撤ス 此間奏樂

次宮司御扉ヲ閉ヂ畢リテ本座ニ復ス 此間 警蹕 奏樂

先之主典二人昇殿垂簾ヲ下ダ御燈ノ火ヲ消ス。

次各退出(午後十時四十分)

以上

前齋祝詞



掛麻久母畏伎氷川神社乃大前爾宮司位勳氏名恐美恐美母白左久每年乃例乃隨爾今月十日乃日乃御祭仕奉良牟止今宵乃天乃足夜乎吉日乃吉夜止齋籠里氏御神事仕奉流止奉流禮代乃御饌御酒饋物乎平介久安介久聞食氏

天皇我朝廷乃大御代乎堅磐爾常石爾守幸給比仕奉流親王達王達臣等百官人等天下四方乃國乃國民爾至迄諸乃枉事不令在夜乃守日乃守爾守幸給比氏彌次々爾仕奉流御祭美麗志久仕奉粮志給邊止恐美恐美母白寸

攝末社順拜

右本社の祭典を終へて攝社三所には毎夜開扉獻饌拜禮の義あり  
末社十所には順拜をなす。

大湯祭本祭典

一、祭典 中祭式 午後三時執行

一、祝詞

掛麻久母畏伎氷川神社乃大前爾宮司位勳氏名鹿自自物膝折伏鵜自物頸根突拔氏恐美恐美母白左久八十日日波雖有今日乃十日乃御祭波志母石上古伎御代與利仕奉利來志例乃隨爾御神事仕奉流止過志十一月乃三十日乃日乃天乃足夜與里神職等各々齋籠里氏今日乃生日乃足日爾祈乃禮代今日乃御饗止奉流味物波小田乃小稻乎忌精爾精計忌炊爾炊多留豐御飯御酒波甕上高知里壘腹滿竝氏大海原爾住物波鱈、鰻、鮪、鮎、魚、生留物波鷄冠乃海苔、大河路爾住物波鯉、鮒、野山爾翔流物波雉子牛流物波柿、栗、菓薺、生姜、胡桃、長芋、伏兔爾至迄菱形乃餅飯持齋麻波里持清麻波里奉流種々乃味物乎平介久安介久聞食氏現津御神止大八洲知食寸 天皇我朝廷乃大御代乎手長乃御代止堅石爾常石爾守幸給比仕奉流官人等四方國乃國民爾至迄加久左波奴赤心乃一向爾 天皇朝廷爾仕奉良志米給比御年豐爾天下平穩爾是乃大宮乃里乎始氏敷座流里々家々乃男女爾至迄幸久恙無久夜乃守日乃守爾守幸給邊止恐美恐美母白寸

一、神饌 當日御本社(三座)に奉る神饌左の如し

一御 飯、一盛つゝ三盛

一神 酒、二瓶つゝ六瓶

一百取り膳、三十膳つゝ六十膳

一菱形餅、四枚つゝ十二枚

一長芋、一包(二本)つゝ三包  
但紙にて包み水引を掛く

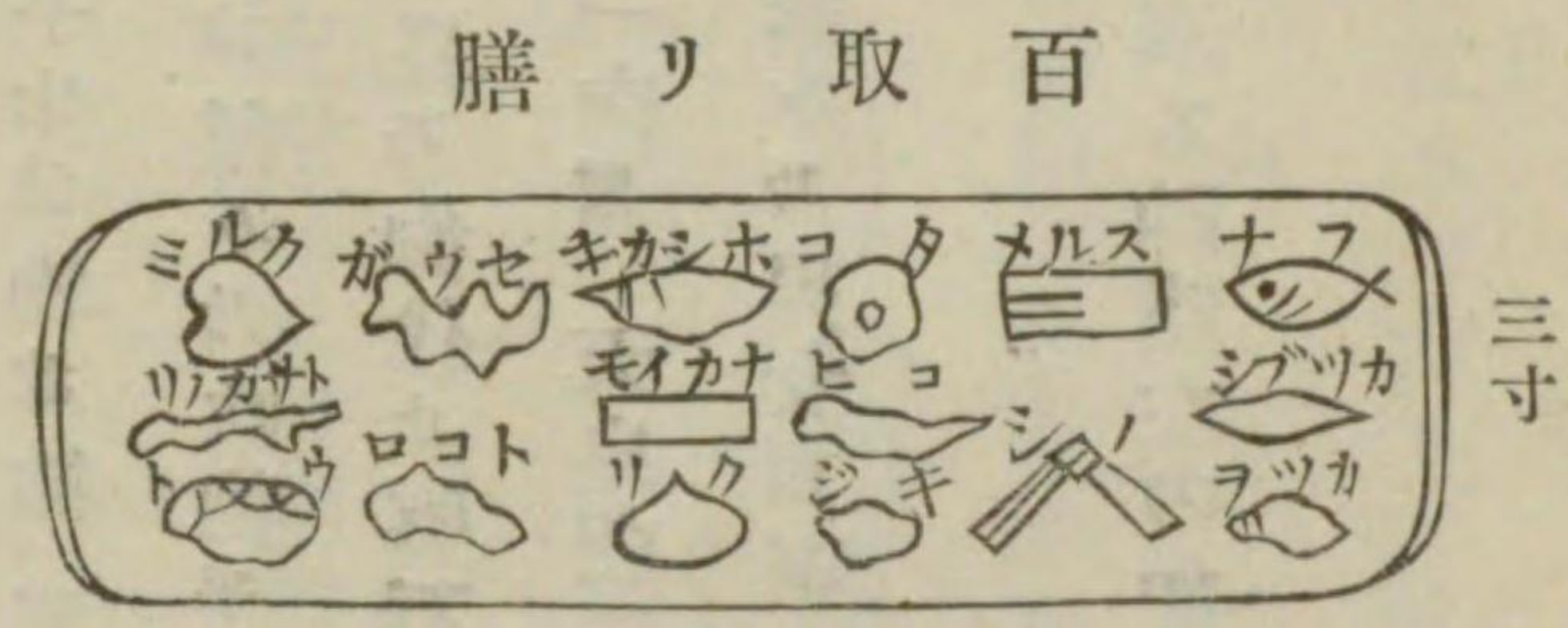
一海老、一包(二個)つゝ三包  
同上

一串刺小鮒、二本つゝ六本

「百取り膳」(長サ一尺一寸)に盛り付

くべき品は海川の物八種、野山の物八種づゝにして、即ち左の如し

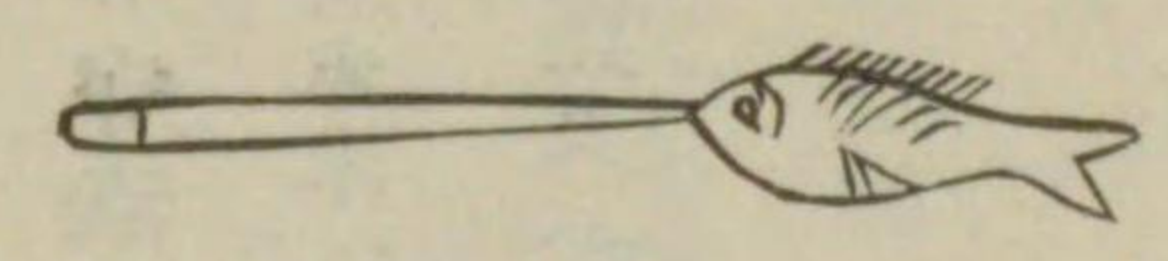
- 鮒 鯉節 鹽鯉 鮒スルメ 鮑アワビ 斗シ 蛸タコ 鯉 雉子
- 干柿 長芋 栗 生姜 蕨トコロ 胡桃 鶏冠トウモロコシ 海苔 伏兔餅フトノモチ



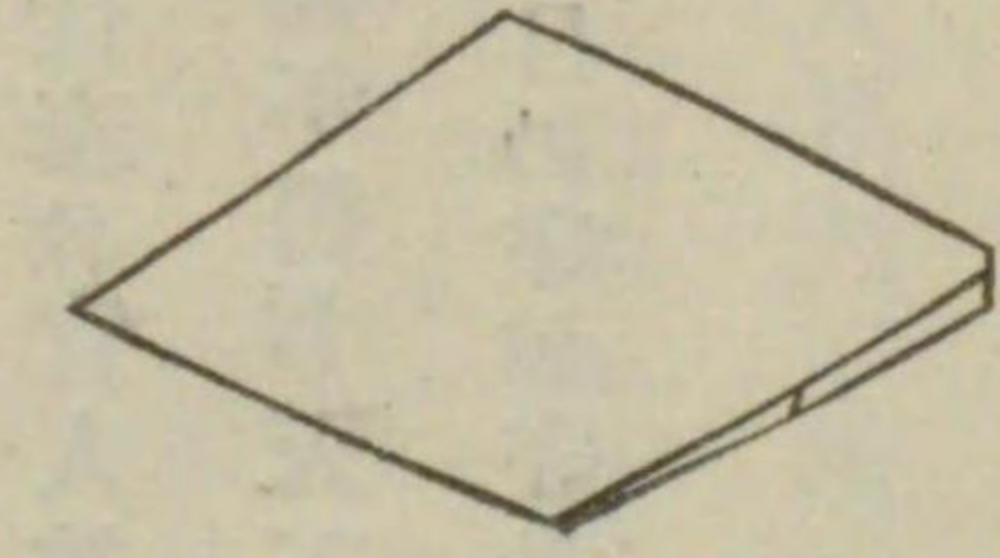
膳リ取百

寸二尺一

鮒小刺串



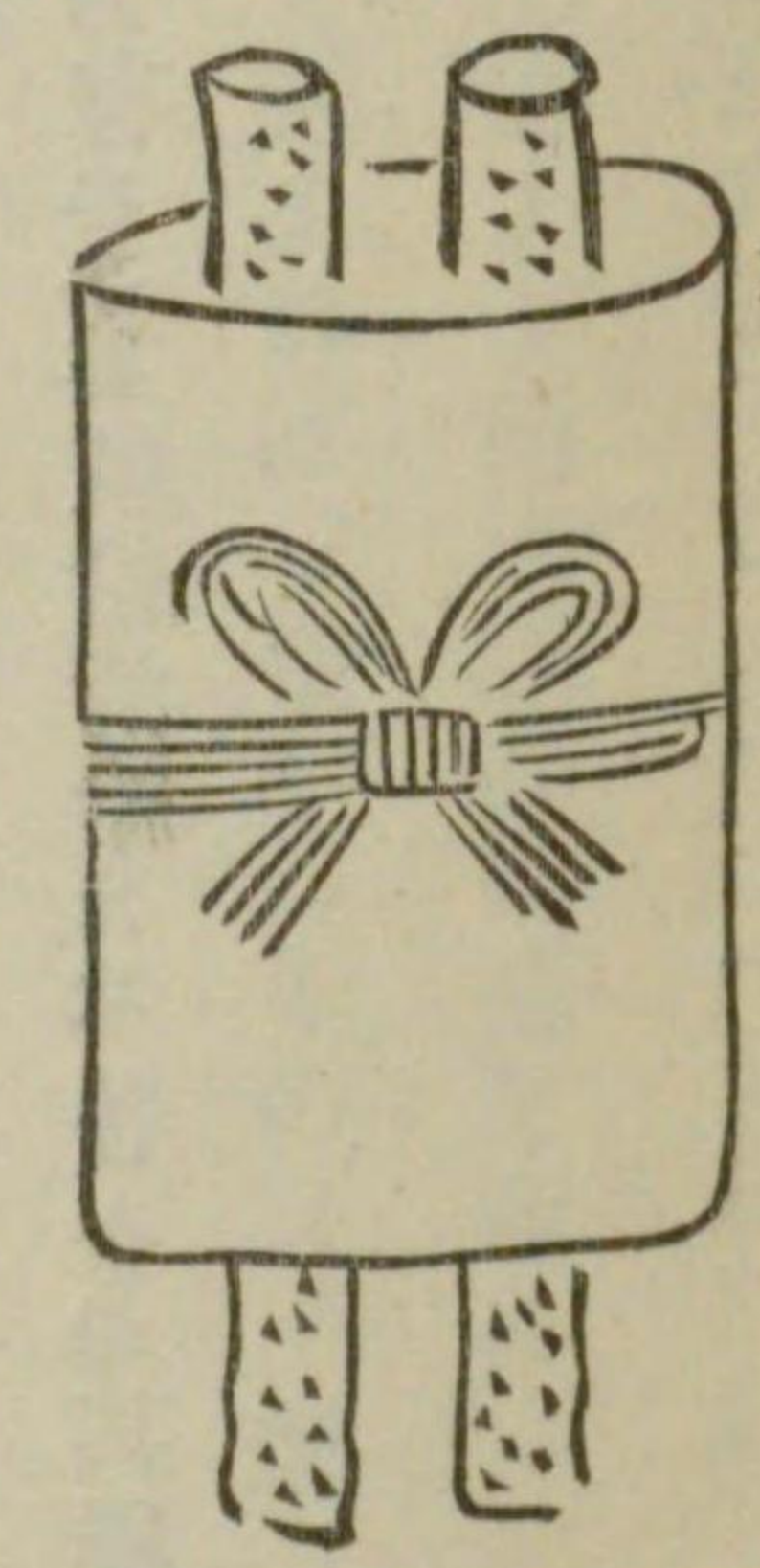
餅形菱



海老



長芋



攝社神饌

一御飯 一盛つゝ

一神酒 二瓶つゝ

一百取り膳 十膳つゝ

一菱形餅 四枚つゝ

以上三社分

末社神饌

一御飯 一盛

一神酒 二瓶

一 菱形餅 二十枚  
一 百取り膳 十膳

以上一所にて相嘗に獻備す

### 大湯祭後齋 (十一日)

一 祭典 小祭式

後齋祝詞

掛麻久母畏伎氷川神社乃大前爾宮司位勳氏名恐美恐美母白左久石上古伎御代與利仕奉來志  
例乃隨爾大御祭仕奉竟奴故年每乃例乃隨爾今日十一日乃生日乃足日爾禮代乃御饗捧持氏  
御神事仕奉良牟止寸此狀乎平介久安介久聞食氏畏支大神乃大稜威乎恐美尊美彌次々爾御庭  
爾集侍禮留人等乃過犯寸事乃有乎婆見直聞直座氏罪穢乃有牟乎婆祓給清給比氏各々母其程  
々爾大御惠乎蒙良志米給邊止恐美恐美母白須

### 直會式

當日御本社に於て後齋の御神事を終へ、攝末社巡拜を終れば、宮司以下一同舊神職等  
神樂殿に到り、北を上とし左右に列座す。此の時出仕兩名相並びて左手に、三方(五  
斗土器二枚を重ね盃とす)右手に、銚子(酒)を持ち、上席より始め順次に盃を進め、  
神酒神饌を賜はる。この時酒を勧むるもの、幾久々と稱ふれば、受くるもの又、幾  
久々と稱ふ。この語は左の歌より出てしなるべし

許能瀨枳波和餓瀨枳那羅孺那磨等那殊於朋望能農之能介瀨之瀨枳伊句臂佐伊句臂  
佐 (日本書紀)

次第順序左の如し

|    |          |       |
|----|----------|-------|
| 一神 | 酒        |       |
| 次御 | 膳 (百取り膳) | 宮司へ壹枚 |
| 次神 | 酒        |       |
| 次御 | 膳        | 同上    |
| 次神 | 酒        |       |
| 次御 | 膳        | 同上    |

壹人ニ壹枚ツ、一同

次神 酒

次御 膳

壹人ニ一枚ツ、一同

次神 酒

次菱 餅

(大)壹人ニ一枚ツ、一同

次神 酒

次菱 餅

(小)同 上

次神 酒

次鮒 串

壹人ニ二本ツ、一同

次神 酒

次御 膳

並ニ菱餅、鮒串等ヲ順序ニ撤ス

次神 酒

宮司へ納盃

次一同退下

以上

兒玉郡青柳村大字二宮

### 官幣中社金鑽神社

## 一 祭 名 筒粥<sup>つて</sup>神事<sup>かひ</sup>

一 祭事執行月日 毎年 一月十五日

### 一 祭事の由來起源

筒粥の神事は一社相傳にして其の起源は何時の頃よりなりしか詳ならず。蓋し太古の米占の一種なるべく、其の年の穀物の豊凶を卜定するものにして、農業には最も深き關係ある神事なり。

### 一 祭事の次第及祝詞

この祭事の順序は、其の前夜神職等一同籠舎に忌籠り潔齋して、戌刻(午後八時)に前夜祭を奉仕す。祭事主任の神職は、丑刻(午前二時)に起床し、燧にて鑽り出したる齋火にて御粥を炊く。其の間約三時間にして炊き終り、齋瓮に移す。卯刻(午前六時)より宮司以下祭儀を奉仕す。其の結果を伺ひ知りて後直に之を社頭に掲示す。

一前夜祭式次第

第一 鼓 戌刻（午後八時）

先宮司以下參進所定ノ座ニ著ク

次 修 祓

次禰宜以下獻饌

次宮司祝詞ヲ奏ス

次宮司玉串ヲ奉リテ拜禮

次禰宜以下拜禮

次禰宜以下撤饌

次各退出

第二 鼓

前夜祭祝詞

掛麻久母畏支官幣中社金鑽神社乃大前爾宮司氏 名恐美恐美母白左久每年乃常例乃隨爾  
明日波志母新年乃始乃月乃十五日爾志氏御筒粥乃神事仕奉留日爾志有禮婆神職等齋舍爾忌  
籠里齋麻波里清麻波里氏御饌御酒種々乃物乎大前爾獻奉里御祭仕奉留事乎平介久安介久聞  
食志氏敷坐世留國民等賀取作良牟二十四種乃穀物乃今年乃豐凶乎御筒爾粥乃滿不滿乎以  
氏梶乃音乃詳悉爾教給比悟志給倍止申須事乎班駒乃耳彌高爾聞食世止恐美恐美母白須

一御筒粥神事式次第

第一 鼓 卯刻（午前六時）

先宮司以下參進所定ノ座ニ著ク

次 修 祓

次禰宜以下獻饌

次宮司祝詞ヲ奏ス

次宮司玉串ヲ奉リテ拜禮

次禰宜以下拜禮

次禰宜以下撤饌

次忌瓮ノ管ヲ改ム

次神占表ヲ神前ニ奉ル

次神占表ヲ撤ス

次各退出

第二 鼓

御筒粥祭祝詞

此乃御室ヶ嶽乎神乃御室止永久爾鎮座須掛麻久母畏支官幣中社金鑽神社止稱奉留

天照大御神素盞鳴尊又配祀留日本武尊乃皇神等乃大前爾宮司氏名恐美恐美母白左久今

日波志母新玉乃年乃始乃月乃始乃半乃日爾志氏每年乃常例乃隨爾御筒粥乃神事仕奉留止志

氏齋美清米氏大御饌大御酒種々乃物乎置足波志氏猷留事乎御心平穩爾平介久安介久聞食志

氏神職等賀御垣内乃忌舍爾忌籠里氏齋麻波里清麻波里都々昨日乃夜與里請祈奉留事乃如久敷

坐世留國民等賀取作良牟二十四種乃物乃今年乃豊凶乎御筒粥乃滿不滿乎以豆梶乃音乃

詳悉爾教給比諭給倍止白須事乎御馬乃耳乃爾高爾聞食世止恐美恐美母白須

一 神賑の現況

當日の參拜者は至つて多からず

一 神饌の種類臺數

前夜祭神饌及臺數

洗米、清酒、野菜、菓物、鹽水、忌瓮（米、小豆、葦管）

六 臺

御筒粥祭神饌及臺數

洗米、清酒、海魚、海菜、菓物、鹽水、忌瓮（米、小豆、葦管）

七 臺

一 祭員及參列員の種類員數

一 宮司、禰宜、主典、出仕

一 神祕の神事なるを以て他に參列員なし

一 氏子崇敬者との關係

當日の御筒粥神事の結果を印刷して氏子崇敬者に授與す。但宮附並に九郷用水關係の氏子へは、二月祈年祭の當日に至り授與するを例とす。

一祭名 火鑽祭

一祭事執行月日 十一月二十三日 (時刻午後七時)

一祭事由來及起源

火鑽の祭事も亦一社相傳にして、古來毎年新嘗祭執行の後、行はれしが、中世以降長く廢絶したり。明治維新再ひ復興して、今は毎年必ず之を行ふ、抑々この祭事は、往時日本武尊東征の時、火難を免れ給ひし靈驗に起因せしものなりとの社傳あり。然れば、其の神徳によりて、火災を免るゝものとして、火防の神符を授與し、又家々よりは、不淨を祓ふ爲とて、當然火鑽金の御守を請ふものあり。

二祭儀の次第及祝詞

この祭儀は毎年十一月二十三日新嘗祭の神事終りて後に、社殿を裝飾し其他庭燎等を準備す。

一火鑽祭式次第

第一 鼓 卯刻(午後六時)

拜殿并ニ庭上ニ點火ス

先神職并ニ警察官消防組頭等庭上所定ノ座ニ著ク

次 修 祓

次 禰宜以下献饌

次 宮司火鑽祭祝詞ヲ奏ス

次 神職水匏(一名)川菜(一名)赤土(一名)を捧持シ順次庭上ニ於イテ消火ノ式

ヲ行フ

一コノ時拜殿并ニ庭上ノ點火ヲ消ス

次 宮司鎮火行事奉仕

六コノ時拜殿并ニ庭上ニ點火ス

次 宮司玉串ヲ奉リテ拜禮

次禰宜以下拜禮

次警察官及消防組頭玉串を奉リテ拜禮

次參列員一同拜禮

次禰宜以下撤饌

次各退出

第二 鼓

火 鑽 祭 祝 詞

掛麻久母畏支官幣中社金鑽神社乃大前爾宮司氏 名恐美恐美母白左久御社爾今夜仕奉  
 留火鑽祭乃儀式波志母遠支神乃御代與里言比傳倍語里傳倍志語部乃昔語爾依里氏皇神等  
 乃畏支稜威仰奉里恩賴乎蒙里氏火鑽乃神事仕奉里皇朝廷乎始奉里氏天下四方乃國民等賀  
 知良受知良受犯志々穢禮乎婆悉久祓比清米氏淨々志支世乃中止成志給倍留稜威畏支迦具土  
 乃大神乃御心一速昆給布事無久大御心安久穩爾鎮坐志氏此乃世乃中爾火乃災害乎起左志牟  
 留事無久人心落居氏常爾波朝夕乃煮炊乎始米止志氏諸乃火取扱布技爾至留麻傳大神乃奇日  
 乃御力爾依里都々各自其職業爾勤美勉米氏皇朝廷立榮衣天下泰平爾在良志米給倍止大前爾  
 宇豆乃神食神酒種種乃物捧奉里獻奉里氏御祭仕奉留狀乎惟神御心安久相諾比給倍止恐美恐  
 美母稱言竟奉良久止白須

一 神賑の現況

當日は近隣の者群集して境内大に賑ふ

一 神饌の種類臺數

洗米、清酒、海魚、海菜、野菜、菓物、鹽水、  
 外に神事用具匏水、川菜、赤土、鹽

七 臺

一 祭員及參列員の種類

宮司、禰宜、主典、出仕

參列員 警察官、青柳村消防組頭以下拾數名

一 氏子崇敬者との關係



この祭典終りて後、關係の村々の氏子崇敬者に神符を授與す、當日崇敬者來りて、神符を拜受する者多し。

秩父郡秩父町

縣社秩父神社

一祭名 神幸祭

一祭事執行月日 毎年 十二月三日

一祭事の起源沿革

秩父神社神幸祭式は、當社恒例祭式中特殊の祭事にして、古來關東第一の盛儀と稱せらる。其起源は詳かならずと雖も傳説に依れば、人皇三十代欽明天皇の御宇に起りたりと云ふ。當時最も盛大を極めたりしを、元龜年中兵亂の爲めに、社殿樓門其他の建造物悉く焼亡し、一時舊儀を廢止するの已むなきに至れり、天正十八年時の將軍徳川家康當社の頽廢を憂ひ、社領竝に現在の社殿を寄附せしより、社運隆盛となり、爲めに傳來の儀式復興すると共に本祭も亦復舊することを得たり。而して將軍家よりは毎歲使臣を派して本祭に臨ましめたり。世人之れを稱して御代參と云ふ、爾來例年執行以て今日に至れり。

一當夜の概況 例年十二月三日午後八時太鼓を合圖として、舊例に依る行列を整へ、神幸す氏子崇敬者悉く之れに参加供奉し、本社より約八町を隔る、南方の齋場（飛地境内）に神輿の渡御をなし、祭儀執行の後、神幸の時の如く還幸す。本祭の夜景最も美觀にして、一般供奉者の携燈と、花車屋臺に點する幾千の燈火と相映して恰も白晝の如く、一大不夜城を現出し、其壯觀美景譬ふるものなし。故に當夜の盛觀を推賞して古來齋場を御花畑と稱する所以なり。而して本祭に供奉すべき、氏子崇敬者及一般參拜者例年三萬人を下らず、以て其盛況を想見するに足るべし。

當夜供奉すべき氏子の總數五千人、即ち神社所在地たる秩父町十九字の氏子二千五百人他村九大字の氏子貳千五百人。

一儀式次第

一神 幸 祭 式

當夜參向官以下參集所ニ着ス

午後七時

先神輿ヲ拜殿前正面ノ庭上ニ据ウ

次社司以下幄舎ニ着ク

次參向官以下幄舎ニ着ク

是ヨリ先手水ノ儀アリ

次 修 祓

次社司昇殿御扉ヲ開ク

次社掌以下神饌ヲ傳供ス

次社司祝詞ヲ奏ス

次神璽移御式ヲ行フ

次社掌以下神饌ヲ傳撤ス

次神 幸

參向官以下ハ神職ノ案内ニ依リ神輿ニ隨ヒ神幸式ニ臨マル

神 幸 祭 祝 詞

掛麻久毛 畏伎 秩父神社乃大前爾社司氏 名恐美恐美母白左久年每乃例乃隨爾此里乃廣伎

清野爾神幸乃神事仕奉良牟止千々爾備幣萬爾設氣奉里且神幸乃大神靈代止神籬乎据奉良

久乎大神靈寄憑給比社司我戴伎奉里且遷志奉留爾依里且大神輿爾移里入坐世止白須事乎甘

良爾廣良爾聞食且御供仕奉留氏子等及大路小路爾集比拜美奉留人等我過犯須事乃在良牟乎

婆廣伎厚伎大神慮爾見直志聞直志座志且大御旗手乃由久良由久良爾御出座世止恐美恐美

母白須

午後八時神幸行列進發

二行 列 順 序

秩父神社例祭御旅所神幸行列順序

○大宮町 ○下日野澤 ○金崎 ○大淵 ○小柱 ○堀切 ○三澤 ○田村  
○神社高帳 ○宮地高帳 ○日月萬燈 ○神社高帳 ○御手箱信仰者

○柳<sup>白丁</sup>二人 ○猿田彦祭官 ○神樂師若干名 ○笛太鼓若干名 ○大錦旗<sup>白丁</sup>一人 ○太刀箱<sup>白丁</sup>一人

○神社高張 ○宮地高張 ○月日萬燈 ○神社高張 ○御手箱信仰者

○大宮町 ○下日野澤 ○金崎 ○大淵 ○小柱 ○堀切 ○三澤 ○田村

○上寺尾 ○別所 ○三本木 ○上郷 ○東組 ○宮側 ○番場

○麻行燈白丁一人 ○神社高張 ○各村氏子惣代

○伶人若干名 ○大幣<sup>祭官奉仕</sup> ○社掌 ○御神輿<sup>白丁</sup>二十四人 ○社司 ○祭官若干名

○劍祭官 ○麻行燈白丁一人 ○神社高張 ○各村氏子惣代

○上寺尾 ○別所 ○三本木 ○上郷 ○東組 ○宮側 ○番場

○大宮町氏子惣代 ○井上高張

○警察署長 ○參向官 ○郡長 ○町村長若干名 ○秩父神社氏子惣代 若干名 ○井上氏 ○御神馬<sup>白丁</sup>四人

○大宮町氏子惣代 ○井上高張

○中近 ○下郷 ○宮地 ○上町 ○中町 ○本町  
備考 ○ハ總テ神社氏子町村ノ高張提燈ナリ

三齋場 祭式 (御旅所祭)

先神輿ヲ齋場所定ノ位置ニ昇据ウ

次社司以下着席 (此間奏樂)

次參向官以下着席 (同上)

次祓詞

次大麻行事

次献饌 (此間奏樂)

次社司祝詞ヲ奏上ス

次御神樂奉奏

次參向官玉串奉奠拜禮

次郡長以下同 上

次社司以下同 上

次氏子一般同 上

次撤 饌

次還 幸

(此間奏樂)

齋場祭祝詞

掛麻久母畏伎秩父神社乃大神等乃大神輿乎此禮乃齋場爾昇据奉里座世奉里且社司氏名

恐美恐美母白左久年乃每乃例乃隨爾今日是禮乃清伎廣野爾神幸志給布大御祭乃禮式仕奉

幸止志且御先爾波瓊鋒奈須緒車殿合奈須緒車次々爾牽連爾打鳴須鼓乃音波武甲乃山乃反響

止打動美吹鳴須笛乃音波荒川乃流水止澄渡里氏子等我弱肩毛手豐爾大神輿乎昇上奉里神

職等忌志里嚴志里持畏美大御幣乎捧氣奉里御尾前母志美々爾伊群禮列竝美神事乎護良比

御供仕奉留隨爾既久母齋場爾着給比奴故禮大前爾大神寶止御劔御旗御鋒立竝倍大御酒大

御饌海津物野津物種々乃味物乎百取乃机爾置足波志備倍奉里八十玉串乃取々爾稱辭竟

奉良久乎大神慮母和親爾聞食志且綾爾畏伎皇我大御代乎茂志御代乃足志御代爾幸倍給比

天皇乃大朝廷乎始米且此乃縣爾事執良須官人及村々里々乃御氏子爾至留萬傳諸乃災在志米

受家内充知足良比子孫乃彌次々爾五十檀八桑枝乃如久立榮衣志米給比祈美奉留諸乃事等

乎廣良爾安良爾聞食且夜乃守日乃守爾守惠美幸倍給閉止恐美恐美母白須

四還 幸 祭 祭 式

先神輿ヲ神幸ノ時ノ如ク拜殿正面ニ据ウ

次社司以下幄舎ニ着ク

次參向官以下幄舎ニ着ク

次神璽復座式ヲ行フ

次社司祝詞ヲ奏上ス

(此間奏樂)

(同上)

(警蹕敬禮)

次社司御扉ヲ閉チ終リテ幄舎ニ復ス

(警蹕敬禮)

次社司參向官ノ前ニ進ミ祭事終ル由ヲ告ク

次參向官以下退席

(此間奏樂)

次社司以下退席

(同上)

還幸祭祝詞

畏伎也年乃每乃神事母例乃任爾既仕奉里訖閉且神殿爾還着給閉禮婆本津御座爾鎮米奉  
留止爲且仕奉留容乎平穩爾聞食且此乃高御座爾遠永爾鎮座世止恐美恐美母白須

一祭名 御田植神事

一祭典執行期日 毎年三月四日

一祭事の起原沿革

當神社祈年祭御田植神事は一社傳來の儀式中最古の行事にして其起源は人皇十代崇神  
天皇の御宇にして即ち當神社創建と同時なりと傳説す例年三月四日(改曆以前は二月  
三日)執行し創始以來幾多の年月を經過せし今日尙舊の如く毎歲變ることなし其狀最  
も古雅なり。

一式次第

豫テ前日本社ノ正面瑞垣ト華表トノ間ニ祭場ヲ設ケ、忌竹ヲ立、注連繩ヲ張リ、之レ  
ヲ御田代ト爲シ、華外表ヘ水口ヲ設ク。鍬八丁ヲ作り、鼻取竹壹本(さゝら)壹對稻  
種ヲ調整ス(此ノ種子壹升貳合ト定ム)

當日早旦社殿ヲ裝飾ス

先午後一時祓ノ行事ヲ修ス

次神職神部十二人ヲ率キテ昇殿ス

次是ヨリ御田植行事始ノ由ヲ告ク

次御開扉

次獻饌(十二臺)

次祝詞

次神部十二人拜殿ノ兩側ニ座ス

次社掌御田植神事ノ事ヲ告ク神部等唯ト申ス

次配膳、白飯（一杯ニ限ル）汁（米ノトギ水ニ鹽ヲ入レタルモノ）煮豆（鹽ニテ煮タルモノ）

次御 神 酒（三献）

次神部ノ内壹人、鼻取ノ竹ヲ採リ、田ノ坪割ヲ改ムル様ヲナス、又壹人（さゝら）ヲ採リ坪割ノ四隅ニ於テ「ヒトツブヤヤソヤヨロツニマスカガミタカラヲフラスワタツミノカミ」ト白シテ、（さゝら）ヲ摩スルヲ三度、四隅トモニ同シ。

次御水乞ノ神事トシテ神職神部三人ヲ率キテ、今宮神社へ出張ス

次幣帛ヲ供シ祝詞ヲ奏ス

次今宮神社ニテ神酒并生大根ニ鹽ヲ添ヘテ饗ス。（同神社ハ町ノ西裏ニアリテ秩父神社ヲ距ルコト凡五丁、境内ニ「ミタラシ」ト唱フル池アリ。此池ヨリ水ヲ引キ、御田植ノ式ヲ奉行スルノ古例ナリ。）

次神職歸社ス。神部壹名華表外ノ水口ニ至リテ水ヲ御田代ニ入ル。本社ニ控ヘタル

神部等一同、鍬ヲ肩ニシテ水口へ向ヒ進ム。甲乙行合タル處ニテ應答シ、其所ニ麻ヲ立ツ。之レヲ水麻ト唱フ

次神部等同列ニナリ鍬ヲ以テ御田代ヲスキカヘス狀ヲナスコト數回

次馬ニテ

但シ馬ノ役アリテ、鼻取ノ持竹ノ先キニ採リツキ、御田代ヲ往復スルコト數回、

神部ノ先頭ナルモノ、之レヲ指揮スルニ「さゝら」ヲ以テス

次苗代ニ稻種ヲ蒔ク

次苗ヲ採リテ植付クル狀ヲ爲ス歌ニ

一本植エレバ、千本ニナトル、トヲトヲボウシノターネ（舊神官ノ口碑ニ傳フルマ、）

次御田植滞リナク終リタルコトヲ告ク

次神職一同列拜

次撤 饌

次御閉扉

次退座

明治元年田植歌改正セシモノ

御代ノ永田ニ、手ニ手ヲ揃ヘテ、イソゲヤ早苗、手ニ手ヲ揃ヘテ。

ヒトモトウ、レバ、千モトニナール。神ノミタマノ、御年ノナール。

御田植祭祝詞

知知乃實乃秩父郡多羅知根乃柞乃原乃下津磐根爾大宮柱太敷立知高天原爾千木高知里豆  
 鎮坐須掛麻久毛綾爾畏伎四柱乃皇大神等乃大前爾(社司社掌)恐美恐美母白左久八十日日波在禮  
 杼母今日乃生日乃足日爾祈年乃神事奉仕良卒止爲豆大御田爾水久麻里志手肱爾水沫畫垂  
 禮向股爾泥畫寄豆取作良卒奧津御年乎八束穗乃伊加志足穗爾成志幸倍給閉止奉留幣帛波  
 御酒波甕乃邊高知里甕乃腹滿豆雙陪八百稻杵築乃御饌鏡餅大野原爾生留物波甘菜辛菜  
 青海原爾住物波鰭乃廣物鰭乃狹物奧津藻菜邊津藻菜爾至留迄種々乃物乎置坐爾置高成  
 志豆奉留宇豆乃幣帛乎安幣帛乃足幣帛止平介久相宇豆奈比聞食豆天皇大御代乎手  
 長乃大御代止堅磐爾常磐爾護里幸閉給比親王群臣等埼玉縣爾奉仕留官人等乎母日異爾令  
 榮給閉止稱辭竟奉良久止白須  
 辭別豆白左久今日乃神事仕奉留神職里正産子等乎母守里給比惠美給比豆彌榮爾令榮給閉  
 止鹿自物膝折伏世宇自物頸根突拔豆恐美恐美母白須

兒玉郡兒玉町大字兒玉

縣社八幡神社

一祭名 流鏝馬御神事

一祭事執行月日 每年九月十五日(例祭當日)

一祭儀の次第

當日午後三時社司以下所定ノ座ニ著ク

次修祓

次社司祈念

次御幣ヲ神馬ニ移シ奉ル

(此間奏樂)

神幸行列次ノ如シ

行列指揮役麻上下用一人 杖拂(前驅)羽被、竹杖、草鞋二人 鹽振り麻上下着用壹騎乘リ一人 大鉦旗

ヲ附ス 鐵棒鷹職二人 猿田彦鉦ヲ持チ面裝束着用 大榊紙垂由布麻ヲ付ス 比禮鉦白丁二人

色旗三對白丁六人 神寶世平弓錦袋入 同矢錦袋入 各町行司麻上下大小佩二人 御毫弓一對同上 御

野太刀同上 鐵砲同上 麻上下供奉者大小ヲ佩用青竹杖草鞋十數名 樂人三管 社掌及助勤神職

口取井上氏 御神馬 追綱 馬飼主 口取森氏 傘持白丁一人 口取 御控馬 追綱

口取 町長 氏子總代 一般供奉者武者十騎甲冑ヲ着シ弓矢ヲ持チ持馬ニ乗ル 供奉馬氏子崇敬者所持馬當日社頭ニテ受ケタル

幣ヲ持チ馬ニ乗ル年々百數十頭出馬ス

社司ハ、御神幸中社殿ニアリテ、御還幸ヲ待受ケ奉ル。而シテ還御アルヤ、直ニ神馬

ヨリ、御幣ヲ本殿ニ奉遷ス。(此間奏樂)

次ニ社司祈念アリテ式ヲ了ス。

備考

舊幕時代に於ては、神幸御神事現時の本町限りなりしか、明治維新後、兒玉八幡山の兩大字となれり。現時も尙舊年番の慣習により、兒玉番八幡山番(舊時は長濱番と稱す)の區別ありて、兒玉番は、御神馬の馬具一式舊地頭花房家より奉納せるものを用ひ、八幡山番は、舊地頭戸田家より、奉納のものをを用ふる慣例なり。

神馬は、氏子又は近村崇敬者より、年々希望申込あり。馬質を取調へ、相當のものなれば之を許し、其年は先鹽ふり馬となし、翌年控馬となし、第三年目に初て御神馬となすなり。而して、此三頭の馬は、御祭禮前三日乃至七日間の潔齋をなさしむること古來の慣例なり。

當社御例祭は、古來より舊曆八月十五日執行せしが、明治四十年神饌幣帛料供進神社と指定せられしより、御例祭日を新曆九月十五日と改めたり。



南埼玉郡鷺宮村大字鷺宮

縣社鷺宮神社

一祭名 夏越祭

一祭事執行月日 毎年七月三十一日

一祭事の由來及起原

當社祭神は、天穗日命を祀り、天夷鳥命を相殿に祀れり。又別宮、神崎神社には大國主命を祀る。大國主命は出雲國造武藏國土師連の遠祖なり。舊事記に見えたる如く、上代に大國主神、天羽車の大鷺に乗りて、天の下を經營し給ひし折から、此地に幸魂の鎮りましてより、鷺の宮とは稱せり。又土師宮の轉じて鷺宮と唱へ來れるなりと。されば世に鷺宮と稱する社所々にあれども、當社を以て本とす。故に當國の本宮と云ふなり。此郡の名も、此神の幸魂の御稜威四方に輝き、諸民靈徳を蒙りける故、廣く郡の名におひしを、和銅の勅宣(元明天皇)により、埼玉とは書きあらためしものなり。さて神典に見えたる如く、天穗日命、高産靈尊の勅によりて、大國主神の祭祀をつかさ

どらむが爲、此所に御還幸のをりから、大河ありて渡御遊ばしがたかりしを、土俗等船を作り浮めて送り來りける所、今は陸地となりぬれど、其舊跡を失はずして、船越村とよべり。其次に水深村小濱村、長澤村などすべて此邊水縁の古名多し。萬葉集武藏國の歌に

佐吉多萬能津爾遠流布禰乃可是乎伊多美都奈波多由登毛許止奈太延曾禰

かく歌もありけり。當社は縣内屈指の古社なれば、隨て慣行の特殊神事も尠なからず。其祭事中舊來より當社恒例の祭事として、夏より秋になりゆくとき執行する祭事あり。大祓に起因し、例年七月三十一日に執行す。此日神輿渡御式を行ふ。名づけて夏越祭と稱す。

一祭儀の次第及祝詞

早旦神職社殿ヲ裝飾ス

次社司以下一同參進所定ノ位置ニ著ク

次修祓ノ儀アリ

次社殿へ參進著座ス

次本殿御扉ヲ開ク 社司奉仕  
社掌警蹕

次神饌ヲ傳供ス

次辛櫃(形代ヲ入ル)ヲ供フ

次社司祝詞ヲ奏上ス

祝詞

掛母畏伎鷲宮神社止稱言竟奉流皇神達乃大前御相殿爾座須皇神達攝宮末社爾座須神  
違乃御前爾社司氏名畏美畏美母白左久今年七月三十一日乃今日乃夕日乃降爾成奴禮婆古伎  
例止夏越乃大祓乃神事仕奉良牟止寸故靈幸布神代乃昔素盞鳴大神乃吉備國爾行座氏教邊給  
比授計給比志古事又淨見原乃大宮爾天乃下知食志々天皇命乃始米給比志大御事爾神習比  
仕奉良牟止寸此狀乎平介久安介久聞食氏諸人乃過犯氣牟諸乃罪穢咎崇乎盡爾祓比除伎祓比  
清米給邊氏是乃里回乎始米氏村々里々乃家々爾至迄禍事不令在惡伎病流行病不令在各母  
各母恙無久幸久夜乃守日乃守爾守護里幸比給邊止禮代乃御饗捧持氏畏美畏美母稱辭竟奉

良久止白須

次玉串ヲ奠シ拜禮

次神饌ヲ撤ス

次本殿ヨリ神輿ニ靈遷ス

次渡御行列次第但同日午後七時出發

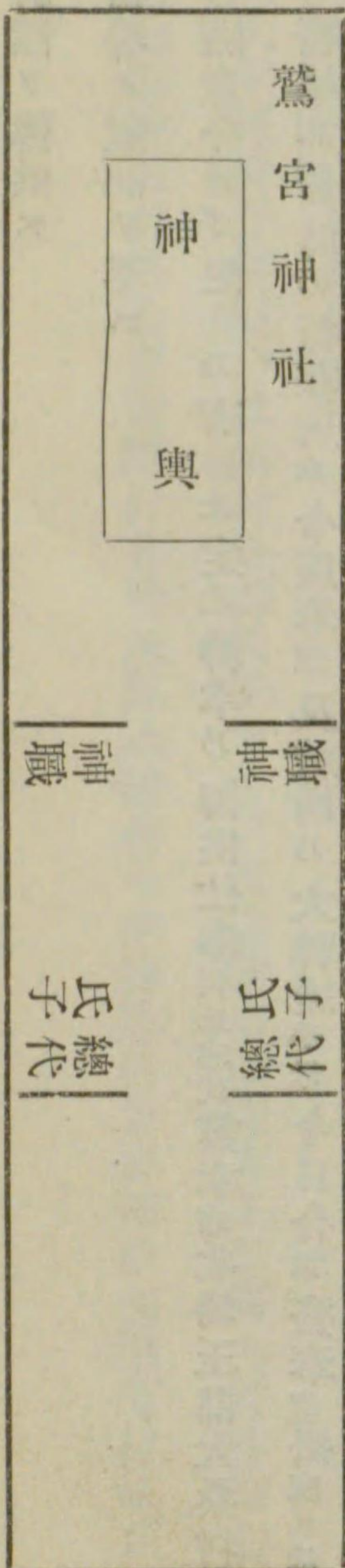
前驅 神壹臺神職 打蒔神職 堅鹽神職 手丸提灯白丁 猿田彦大神 裝束着 高張提灯白丁 社

司 馬上手 丸提灯 鉾神職 鏡神職 白幣神職 高張提灯白丁 神輿 白丁四人 神輿臺持白丁 神饌櫃 白丁 送迎

人夫多數 順路ハ縣社鷲宮本社社頭ヨリ、出發、神輿巡幸鷲宮町々内中程ヨリ左へ、折廻リ川口ニ至ル

次川口ノ假齋場ニ著御

假齋場圖



次神饌ヲ傳供ス

次齋場ノ祝詞ヲ奏ス

恒例乃隨意今日乎足日乃吉日止定氏神幸乃御供仕奉留止志氏靈幸布北埼玉郡大桑村大字川口乃齋場爾暫時乃行在所止令座奉里及祓所乃大神達乎母今日合世齋奉留掛麻久母畏伎鷲宮乃大神速秋津彥神速秋津姬神氣戶主神速佐須良姬神乃大前爾社司姓名恐美恐美母白左久諸人過犯氣牟罪穢乎祓比清米牟止爲氏石上古伎例乃隨爾是乃利根川乃清伎速瀬爾諸集待氏遠近乃人々等乃姓名記世留形代持出氏夏越乃今日乃大祓爾祓清留事乎皇神達相宇豆那比逆卷波乃早伎流乃逸速久大海原與利根乃國底國邊氣吹放知佐須良比失比給比氏天津菅曾乃清清志久禍津日乃枉事不令在諸人乃病不令在夜乃守日乃守爾守護給幸比給邊止稱辭竟奉留事乎彌高爾聞食世止恐美恐美母白須

次辛櫃ヲ左記ノ地ニ送付ス

北埼玉郡大桑村大字川口字河岸古利根川へ乗船シ、辛櫃ノ形代ヲ祓却

次神職假齋場へ歸著

次神輿ノ大前ニ拜禮

次神饌ヲ撤ス

次神輿還幸 行列次第如前

右順路ハ送筋川口出發シ、大字鷲宮町字中島ヲ經テ、町内下町ヨリ鷲宮神社本殿ニ還幸ス

次本殿へ靈鎮ス

次本殿御扉ヲ閉ツ 社司奉仕社掌警驛

次各退下

一神饌の種類及臺數

御飯 御酒二瓶 鱒物二種 海魚、川魚 海菜二品 野菜二種 鏡餅 菓物 水鹽

一氏子崇敬者との關係

古來は大字鷲宮壹部當今は本村全部氏子なり。又崇敬者は南埼玉郡清久村外拾七箇町村北葛飾郡櫻田村外拾壹箇町村北埼玉郡水深村外拾參箇村合計四拾四箇町村に亘りて散在す。

入間郡毛呂村大字前久保字臥龍山

郷社出雲伊波比神社

一祭 名 流鏑馬祭

一祭事執行月日 毎年十月二十九日

一祭事の由來及起原

往古より最も鄭重に執行し來りたる流鏑馬祭の起源は、永承年中源頼義奥賊征討の節當社を拜し、康平六年凱旋を祝し、報賽として流鏑馬の神事を行ひ始む。今里俗古祭禮と云ふ、又平國の流鏑馬とも云ふ爾來永式と爲し、年々秋季下浣之を執行す。當時尙ほ然り

一祭儀の式次第及祝詞巡幸式行列順序

九月下旬、氏子等相議りて騎者ノリヒト十五六歳の少年の者三人、祭馬三頭、馬飼三十六人、及び總て祭に預る者を撰定し、九月晦日祓ひを修し、稽古始めの日を豫定し、乗習はしむ、十月二十五日稽古納め、同二十六日騎者は境内の齋館に參籠して齋戒す、翌二十七日の夕刻午後五時豫て定め置ける毛呂本郷なる祭舎に入り、祭具を新調し庶具の準備を爲す。二

十八日夕刻午後四時 本村大字前久保字重殿淵に於て、騎者祭馬馬飼等川原の祓式を行ふ。

畢て大字前久保里長方にて、新穀を以て製したる焼米の饗式をなす。

當日二十日夕刻午後二時 威儀を整ふ。

騎者は各自緋羅紗の鎧直垂に、黃羅紗の陳羽織を着し、鎊太刀を佩き、背に鞆を負ひ一の騎者は白縮緬の幌、二の騎者は紫縮緬の幌、三の騎者は緋縮緬の幌を懸け、花笠を被る。

祭馬は細き藁繩を以て頭毛を結び、連並へ額紙を張り、倭鞍を置き、泥障鐙を懸く。

申刻午後四時 三つの馬騎雙へ、馬飼等は馬牽立て、或は護衛し、氏子等は一の馬二の馬三

の馬に各々其當番の馬標里俗ぶちと云を毎年新調すを持ち、從游整列し御山に參上り、御社を額突き

御馬場に乘出行列一回、一の馬は御弓に鏑矢カアラヤ山鳥の尾羽を以て新調すを取持ち、厳しく流鏑馬騎射を

執行す。畢て裝束を略し豫て的檜、杉等の板を以て三尺四方に新調すを三ヶ所に建て、猛く勇める駒に猶ほ

鞭打て、迅く走らせつゝ射る事三度、又扇子且ノロシ鞭等を持って素乗する事七度訖て

昇殿拜禮し、後神酒二行拍手一段退出、日暮祭舎に還牽す。

一 神賑の現況

氏子及信徒等は勿論、遠近の老若男女競うて參觀し、境内地は 神聖區域を除くの外寸地の餘裕なく騒然たり。

一 神饌の種類及臺數

供進使參向の祭事は八臺なり

古式の神饌中、最も重きは三臺なり、内供餅は、神田にて清潔なる施肥を以て培養したる新穀糯米三升を精選し、十月二十七日午後十時、社務所に於て特に齋戒し齋火を以て蒸し搗煉たる供饌なり、之を古く老傳ヲの餅と云一臺、又當日朝調進したる赤飯一臺、鯉(二尾)一臺、合せて三臺を獻供す。

一 祭員及參列員の種別員數

流鏑馬の祓主として神職二名

騎者 三名 矢取 三名

馬飼三十六名

祭事の監督

各大字區長十名 氏子總代十一名

參列員

村内名譽職員十二名 信徒總代十名

一 氏子崇敬者の關係

流鏑馬起源以來氏子七ヶ村にて勤仕す

崇敬者は毎歲願的と云ひて初穂を納め、矢を一本づゝ拜授するを例とす

郷社出雲伊波比神社大祭祝詞

武藏國入間郡毛呂郷乃郷中仁蟠立留臥龍山乃下津岩根仁宮柱太知立高天原仁比木高知  
天鎮座須懸卷母畏支出雲伊波比神社乃御前社司氏名神職諸乎率天齋志利嚴志利恐美恐美母白  
左久八十日日波雖有每年仁御祭仕奉束之古例乃隨仁今日乎生日乃足日登祝定米天仕奉留  
流鏑馬祭乃神事波之母往古

後冷泉天皇乃御世乃永承六年止云布年源朝臣賴義大御勅乃隨仁陸奧乃賊徒乎討幸登官軍乎阿騰毛比皇都乎出發之天此乃國乎過給布時御山仁參上里大御幸乎乞祈美陸奧仁赴支十二年乃間有限乃力乎戮之辛苦都々遂仁賊徒乎悉仁討平介畢天返報奏佐幸止爲天康平六年登云布年仁御山仁參上來天禮代乃物乎進利矢伏射馬乎行波禮之奈幸此乃神事乃權輿仁奈母有計留如此天八百餘乃年乎經天今仁至留麻傳每年仁絕由留事無久仕奉來都留事波尊之登母尊支御祭事仁奈母有介留是仁依利天恒乃例乃隨仁古久與里領知坐世留此乃鄉中乃御氏子止有留者等一心戮力天有登有留馬乃中仁良馬駿馬乎選備騎者波心利久身壯健奈留少年等乎選備天豫久與利乘習波之米彌御祭仕奉良幸登爲天波過去之二十六日仁御山仁參上利齋殿仁齋籠里一昨日仁事始米爲天豫天所定置祭舍仁入天忌回利清回利今日生日乃良辰乎待天嚴之久物具取着介生太刀乎腰仁取佩支生弓矢乎手仁取持知背仁波鞞取負比幌取懸介倭鞍置鐙懸有馬牽立天打跨利打騎雙倍天御山仁參上里大前仁額突支御馬場仁乘出或波素乘里之或波弓射之彌乘仁乘回良須雄々之支勢乎阿奈面白阿奈樂之止見行賜反禮代登進留大御酒大御食乎始米海物野物山物仁至留麻泥橫山如須置高成天稱辭竟奉良久乎安幣帛乃足幣帛登平介久安介久所聞食世留白須如此見行給比所聞食給比天婆

天皇我大御代乎手長乃御代乃茂御代仁守護里幸給反親王等諸臣百官人等乎五十糧彌木榮乃如久立榮衣令仕奉給比此乃鄉內波更奈利天下乃公民乃作里止作留五穀等乎早魃霖雨乃災無久暴風洪水乃害無久八束穗乃茂穗仁成幸給比四方八方與利參集比遠近與利群來天大御幸乎乞祈奉留者等乎其乃分仁惠給比幸給反又今日乃御祭仁仕奉留神官及氏子乃者等乎夜乃守里日乃守里仁守護幸給比根乃國底乃國與利荒備疎備來幸禍事仁相率利相口會事無久火災仁罹留事無久盜難仁遭布事無久家內安久平穩仁爲業乎彌糲米仁糲米子孫乃八十續末遠長仁令榮昌給反登鶉如須伊波比回利鹿自物伊波比拜美恐美恐美母白須

明治八年十月隨原案更清書

祠官 紫藤 宣安

大里郡幡羅村大字原鄉

鄉社 楡山神社

一祭名 年越祭

一 祭事執行月日 毎年節分の日

### 一 祭事の由來及起源

年越祭の由來は、當社別當職家天保八年中焼失の際、社記祭傳悉く烏有に歸し詳ならずと雖も、舊來熊野椎權の豆蔲と稱し、御祭事年番帳にも記載しあり、鎮火祭と共に缺くべからざる神事として執行せらる。按するに、御祭神伊邪那美命に在しませんが故に、古事記に載する桃の實を以て災害を除き給ひし神話と、綜合し、熊野三社大權現と奉稱したる徳川時代以降、一層修事せられたるが如し。明治初年以降稍衰退の状況なりしを、大正二年、改元記念として復興したるものなり。

#### 一 祭儀の次第及祝詞

年越祭の祭儀は中祭として、朝夕二回之を行ふ

#### 朝の儀

當日早旦神殿ヲ裝飾ス

午前九時福迎講員奉賛會員高齢者氏子總代社老幹事其他參列員一同着席

次 祭員樂人齋女着席

次 開 扉

次 供 饌

次 祝詞奏上

次 玉串奉奠

次 撤 饌

次 閉 扉

次 各 退 下

夕 ノ 儀

御拜殿濱床ノ兩端ニ青鬼赤鬼ノ模型ヲ置キ、殿内隅ナク燈火ヲ照シ、庭上ニハ燎ヲ焚ク、午後八時三十分年男參入

次 齋員樂人齋女祭儀係着席

次 修 祓

次開 扉

次供 饌

次祝詞奏上

次追儺行事

其儀年男左右二人、多クノ年男ヲ率ヒ、神前ニ進ミ、豫テ設ケノ榊ヲ抱ヘ持チ、散米行事ノ作法ニ依リテ、殿内四隅ヲ打チ祓フト同時ニ、福ハ内ニ聲、鬼ハ外ニ聲ノ唱文ハ毎戸ニ行フ地方習俗ノ如シ。此時祭儀係リ進ミ模型ノ鬼ヲ殿外ニ放ツ

次玉串奉奠

次撤 饌

次閉 扉

次各退下

○年越祭祝詞

眞榮樹乃青垣籠禮留此乃御山乎何怜地止底津岩根仁宮柱太敷立高天原仁千本高知利氏幡羅榛澤大里男衾乃四乃郡乎常敷座世留掛麻久母畏伎榆山神社乃大前爾社司何某恐美恐美母白左久御社乃古伎例乃今日乃生日乎年越乃御祭登齋定米氏宮殿乃内外乎祓比清米彌尋乃御旗立竝管氏仕奉留神職乎始米氏齋女樂人等齋麻波利清麻波利氏奉留神饌神酒種々乃物共札代爾宇豆高久供比設計參來列留高齡者年男疫拂乃鬼等廣前母所狹伎迄群禮集比入紐乃同心爾八十玉串乃取々爾稱辭竟奉良久乎御神慮母美波志久聞食志氏大神乃高久尊伎大御德波與美津平坂乃坂本爾三乃桃乃實待擊知氏疫鬼等乎追退給比志事乃如久四方四隅與利鹿備疎來牟物等乎衝立御杖乃奇志伎御德在世志如久我朝廷乎彌遠長爾守護幸給比敷座寸氏子產子乃男女波家仁母身仁母禍事在良世受壽長久睦和毘氏子孫乃彌續々春乃御山乃饒布遠如久立榮衣志米給閉止鶉似寸伊這回利鶉自物頸根突拔氏恐美恐美母白須

一神賑の現況

年越祭に舗設する赤青の鬼の模型は、清淨なる木綿を、齋田より收獲したる藁とを以て、年番祭儀係齋戒して之を造る定めなり。年男二人は年番祭儀係抽籤を以て之を定め、服装は直垂引立烏帽子とす。其他多くの年男は規定に基き、壽命長久祈禱を目的



とする申込者にして、服装は羽織袴とす。齋女六人は、品行方正なる氏子内の少女、十二三歳位の者を選任す。服装は、上衣白、緋裳髪は洗ひ下髪、化粧齋戒常の如し。神社祭式中手長の作法を練習せしめ、供饌の手長を奉仕せしむ。餘興は神樂と煙火とあり、神樂は地方の里神樂にして、煙火は舊來氏子内に傳來し山本流と稱する仕掛煙火にして、一種獨特の妙技あり。當日境内群衆約參萬を算すと云ふ。

一 神饌の種類

米、酒、福豆、鏡餅(年男の數に従ひ獻供す)海魚、川魚、海菜、野菜、果物、鹽、水

一 祭員及參列員の種別員數

祭員、齋主、副齋主、陪膳、膳部、後取以上五人、樂人六人、齋女六人、年男二人、參列員の重なるものは、最寄縣郡會議員、所轄警察署長鎮座地村長、小學校長、在郷軍人分會、青年團各役員社老氏子總代、幹事高齢者(氏子内七十歳以上のもの)、福迎講代參人、奉賛會員等約壹千人

一 氏子崇敬者との關係

當社は、大日本史に載するが如く舊幡羅郡の總鎮守なりしが故に、今尙古老の傳へて崇敬淺からざる由あ緒り。明治五年、舊入間縣の指定を以て、幡羅榛澤大里男衾四郡の郷社とせられ、即當時戶籍區第八大區(三町百七ヶ村)の氏子區域を有せしが、幾許もなく、行政區域の變更に依り、現今の如く、幡羅村大字原郷の一小部落を以て、氏子區域とするに至れり。近時奉賛會を起し、縣の許可を得て、舊氏子區域たりし四町二十ヶ村に亘り會員を募集し、多くの會員を有せり。

入間郡吾野村大字南三社

村 社 我 野 神 社

一 祭 名 神與渡御式 (一名川瀬と云ふ)

一 祭事執行月日 毎年七月十八日

一 祭事の由來及起原 詳かならず

一 祭儀の次第

祭儀式は神輿渡御にして、午後七時相當の準備をなし、社前に集合の上出發

一 巡幸式行列順序

御神、猿田彦、鈿女、貝吹、鐵砲、棒突、山車持、笛吹、花笠、地囃の獅子、笛吹  
祇園囃、金幣、御神酒、御供物、吊し旗、神輿、高張、机持、神職、金棒突、參列員  
にして、河原に神輿を安置し、御祓の式を擧げ、獅子舞をなす

歸路も亦同じ

一 神幸祭祝詞

此里乃産土神止鎮座須掛麻久母畏伎我野大神三柱乃大神乃御前爾白左久久方乃舊伎例乃隨  
爾此乃里爾成出留氏子乃人等我打集比群集比底此禮乃御祓所乃清伎河原爾御輿加喜居置底  
大神乃御前爾大御酒大御饌山野乃物種々乃物乎備奉里底清伎赤伎真心持知底佐々良舞奉  
仕留事乃由乎平介久安介久聞食底天下平爾天皇我大御代乎長御世乃遠御代止常盤爾堅盤  
爾守給比幸給比氏子乃人等又大社爾參拜奉諸人乎守給比幸給邊止畏美畏美母白須

一 神賑の現況

氏子信徒の參拜は勿論、近郷より參拜するもの多し

一 神饌の種類及臺數

御神酒、御供物(菓子)御洗米(洗米中、五色の紙を細かに切りたるものを交合せ) 鈿女是を持參す

臺數 參臺

一 參列員

神職、村吏員、學校職員、警察官、氏子總代等にて約三十名

一 歌謠舞樂の名稱

笹樂と稱し獅子舞をなす、其名稱は左の如し

幣掛、洞入、洞返、花吸、女獅子穩し、狂込、岡崎等七庭とし、一庭毎に歌謠を舞  
樂す、其歌謠は左の通り

幣掛り 千早振神のいがきに弓張りて  
向ふ矢先にあくまたまらん

洞入 はたにこそ千草むすびの神なれば  
女獅子男獅子をむすびあはせむ

洞返し

たつききはあとを初めて立ちかへり波の上にも立ちやせなさき

花吸

参り来て神の鳥居を通りては萬のかみもきえにけるらむ

女獅子返し

此の町はたてが十五里横七里いりはよくみよ出はにまよふな

狂込

禰宜殿は右と左に松植ゑて松もさかえて禰宜も榮える

岡崎

すゑよしは杉に雀が巢をかけてさそや雀がすみよかるらむ

一氏子崇敬者との關係

神職氏子崇敬者等、親睦にして大に圓滿なり

一以上の外附記すべきは、行列の重なる役は皆白衣に烏帽子を着け、慎重に其の役に従事する慣例にして、式終りて神職及氏子全般社務所に會し、千秋萬歳の式を擧げ、直會の祝宴を開くを例とす。

秩父郡三田川村大字飯田

村社 八幡神社

一祭名 鐵砲祭

一祭事執行月日 毎年十二月十五日

一祭事の由來及起原

人皇十六代應神天皇を祭り、八幡大神と崇敬し、大同三年戊子十一月十五日宮殿を造營し、産土神と稱し奉り、連年十一月十五日を以て祭祀と定む。享和年中の頃、私領所に渡り、領主の祈願所と成る。因て吉田家へ相願ひ、八幡武太神と稱す。舊領主より年々御代參あり、明治元年戊辰より、舊領主御代參廢止せらる。明治五年壬申年、入間縣へ御届濟の上、飯田村々社八幡神と改め、祭典を一月十五日と改正し、後十二月十五日と改正す創立の當初より、武神の祭禮として空砲を發射し、後益々盛況を極め現今に至りては、軍人の如き武運長久を祈る者、或は信徒の祈願報賽に空砲を發射する者、漸次多さを加ふ。

一 祭儀の式次第及祝詞

祭典は當日午前十時に行ひ、式次第は一定の神社祭式に依る、祝詞も一定せられたる祝詞に依る。

一 巡幸式行列順序

(午後五時より同八)此の行列は、神社より時迄の間に行ふ川瀬迄、往復之を行ふ

- 一、先導 二人
- 二、狹箱 二個
- 三、先鳥毛 一對
- 四、大鳥毛 一對
- 五、臺笠、立笠 六、二本差 八人
- 七、高張 四對
- 八、弓鐵砲 二十數挺
- 九、猿田彦命 一〇、幣行燈 一對
- 一一、大麻 一本
- 一二、樂人 一三、齋主、祭官
- 一四、神輿 一五、氏子總代(神輿の左右前後を警衛)
- 一六、神馬 二頭
- 一七、御供(竹の小弓)
- 一八、一般氏子崇敬者

神幸神輿移祭祝詞

掛卷母 畏伎 八幡大神乃 御前爾 恐美 恐美 毛白 左久例乃 隨々 神幸 仕奉 良久 止千々 爾 設備 邊萬 爾 飾設 介氏 神幸 乃 大御靈 乎 移奉 良久 乎 平介 久安 介久 聞食 氏 大御靈 寄給 氏 神職 載奉 底 仕奉 留任 々 大御輿 爾 移入 座 世 刀 恐美 恐美 母 白 須

還幸本殿鎮座祭祝詞

畏伎也 吾大神 乃 大神輿 今 本津 神殿 爾 還著 給 邊禮 婆 本津 御座 爾 安久 平加 爾 鎮里 座 世 登畏 美畏 美 白 須

神幸祭祝詞

掛卷母 畏伎 八幡大神 乃 大神輿 乎 此河瀬 爾 御供奉 里 來氏 昇据 奉 麻世 奉氏 社掌 氏 名畏 美畏 美母 白 左久 常例 乃 任仁 今日 乃 大御祭 爾 神幸 乃 御裝 仕奉 里 大路 乎 拂比 清米 白仗 乎 持列 根御 鉾立 竝倍 氏 御先 乎 追比 押立 留 旗手 波 久堅 乃 天雲 仁 飄里 指頭 插 世 留 御笠 乃 花波 天傳 布 日影 爾 照輝 伎 打鳴 須 太鼓 音波 四方 山 刀 反響 刀 打動 美 吹鳴 須 笛音 波 御手 洗川 乃 流水 刀 澄渡 里 丁等 我 弱肩 母 手豐 爾 大御輿 昇上 奉 里 侍等 我 眞袖 打拂 比 御佩 乃 太刀 御執 刀 弓 矢 伊執 持 神職 等 齋服 忌襲 氏 侍奉 里 御尾 前 母 志美 々 爾 伊群 列 里 御供 仕奉 留 任 爾 集禮 留 信人 等 襟搔 合 世 袖 振延 閉 所 狹 伎 迄 引 列 里 拜奉 留 平手 乃 音波 多志 多志 登 打聞 江津 々 長伎 神幸 路 毛 遠刀 思波 傳 齋庭 爾 着 給 比 奴 故 御前 爾 御旅 乃 御饗 刀 捧奉 留 色 々 乃 物 乎 美酒 乃 美味 志登 赤丹 穗 爾 聞 食 志 鏡 如 須 餅 乃 御饗 御面 足 比 仁 見 行 志 彌 盛 乃 御饗 乃 高 々 爾 大魚 小魚 乃 和也 加 爾 受 給 閉 登 稱 辭

竟奉良久乎面向志乃聞食氏天皇命乃大御代乎足御代乃茂御代爾幸閉奉給比氏子等各毛各毛諸々家業怠留事無久務美勤志米給比作登作留物等乎豐爾向榮爾成幸閉給比氏病志伎事無久煩志伎事無久靡久旗手乃饒布里御笠乃花乃美志伎御民登在良志米給比守護里給閉登彌開手打上天畏美畏美毛白須

辭別氏白左久恐伎也此乃神幸所乃神業毛例乃任爾既仕奉里訖奴故諸々忌回里清回里慎敬比此乃所乎出立多世奉留任々安久離座氏平介久本津大宮爾還座世登申須事乎聞食世登畏美畏美毛白須

一 神賑の現況

例祭當日、神事の古風にして壯嚴なること、及び信徒の參拜、諸人の群集せる、其の賑ひは近郷稀に見る所なり。尙ほ餘興として、花車屋臺の飾付あり、芝居等交々行はる。

一 神饌の種類及臺數

和稻、荒稻、酒、餅、海魚、川魚、鳥類、海菜、菓、鹽水  
臺數 七臺

一 祭員 神職七名

一 參列員

村長、小學校長、小學校職員、警察分署長、軍人分會長、神職支會長、村會議員、氏子總代、其他 計二十四五名

一 氏子崇敬者との關係

神社の精神、神社と氏子との關係、氏子の出費、神社の祭典、年中行事の意義、其の他を知らしむるなど、種々の方面より指導の結果、近來大に敬神思想向上し、神社と氏子との間に、密接の關係を有するに至れり。故に神社の崇敬甚だ盛なるに至れり。

兒玉郡若泉村大字渡瀬

村 社 木 宮 神 社

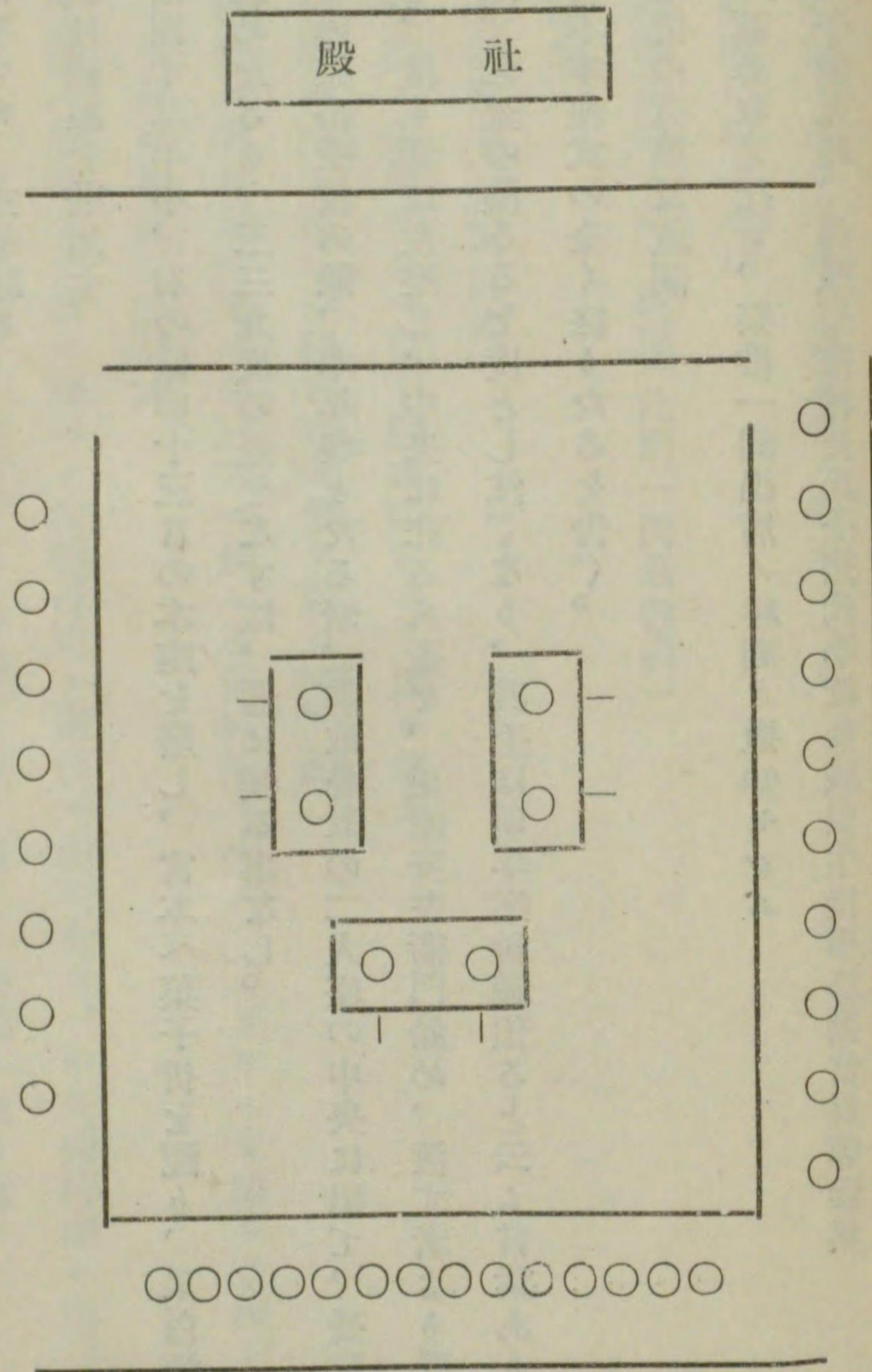
一 祭 名 宮本本座式

一 祭事執行月日 毎年十月十四日

一 祭事の由來及起原

古老の申傳へを聞くに、慶長以前、須藤安左衛門より祭田として田二反歩餘を奉納し是を眞取者十六名にて耕作し、順番に祭事をなし來れり。

古來祭田を祭當番にて耕作し、秋季種子播きの節、眞取手傳一同、小麥を播種したる小麥粉を以て造りし物を田植饅頭と稱し、是を小晝飯となす、田植草取刈揚げ迄眞取手傳人にて取込、白米とし、渡瀬村へ地租を納むるものは、他町村の人と雖も残らず招き、振舞をなす。村人は十一月八日薪扱へ、十一日役割定め、十二日は村内一同及隱居座、十三日本座各々二十五歳以上のものにて、膳付き引肴及酔人參酢牛蒡のこと。十二日隱居座と稱するは、百姓代組頭役と言ふもの、本座の膳部検査の爲め前日膳部を改むる役なり。十三日本座は三十人一座のこと(當番二人は除く)、白酒胡麻鹽にて三三九度の義あり。此座に座奉行と云ふ役人あり、一切座の事を取り計ふ。十四日宮本、此日も三十人、三十人左圖の如く座席に參列す。式場は社前庭上に設け、正面本座左右本座あり。



右座席にて白酒胡麻鹽にて三三九度の義あり。座の中央に大盃三臺を出し、是を其都度、正座須藤安左衛門、左座田中新助、右座須藤左源次の三方に置く事、三三九度の

盃濟て、神職御幣を持ちて祓ふ。此儀極めて正座安左衛門より始め、左座新助、右座左源次へと祓ひ、後一般を祓ひ終て後、酔人參酔牛蒡の肴を配る。又「シトギ」の外供物を分ち、式を終る。

儀式は禮服を著用す

明治四十二年中、右の條中十三日の本座を廢し、宮本へ菓子折を配り、又白酒を清酒に改めたるも、三三九度の盃をなすは、舊に變る事なし。

明年の祭番受渡の際、本年祭りたる者、眞取鼻取の二人座の中央に出て、受取人は右座し、渡す者は左座し、中央に在る大盃を、正座安左衛門始め、渡す者より受取者に及ぶ、此盃の溢るるを度とし注ぐなり、其盃は明年迄神職預ると云ふ言葉あり。是にて宮本本座式の全く終りたるを告ぐ。

一 祭儀の次第及祝詞

早朝鼻取ヲ托シ、祭番一同出席ノ時刻ヲ通知セシム

次午前九時、神職祭番村長氏子惣代學校長職員生徒事務擔當員等參集

次社前ニ於テ手水ノ儀及祓ノ行事ヲナス

次社殿ニ順次着席

次神職神饌ヲ祓ヒ開扉(此間一同最敬禮)

次献饌

次祝詞奏上(此間敬禮)

次祭番ノ先導ニテ一同下殿式場定メノ席ニ著ク

次眞取本座ノ前ニ中膳古式三個ヲ置ク 鯛二尾 大盃二個

次給仕ノ者足袋裸足ニテ三方ニ別レ三杯宛酌ヲナス、シトギ(米粉ニテ作レル餅ノ名)ヲ出シ各員ニ配付ス

次祭番ハ鼻取リト共ニ翌年ノ祭番鼻取ト東西ニ向ヒ合ヒ、中央受渡席ニ出、當番酒一杯ヲ酌シテ翌年當番ニ渡ス、鼻取又同シ終テ該杯ハ神職へ預ケ置ク

次神職昇殿シテ閉扉

次祭式終了降殿(當番神饌ヲ別ツ)

乳乃實乃是乃瀬瀬多良知根乃母巢乃森乃底津岩根爾宮柱太知立氏鎮里座寸綾爾尊伎正  
 一位木宮神社登稱邊奉留久々廻馳命乃大前爾社掌某恐美恐美毛白佐久今年乃春乃大御祭  
 爾奧津御年乎始米種々乃穀物乎豐爾依志賜倍止請祈奉志事毛顯久御年波八束穗乃茂穗  
 爾種々乃穀物乎成幸倍給邊留事乎嬉美尊美奉里常乃例乃隨爾今日乃生日乃足日爾敷麻  
 世留氏子乃長等真取鼻取乃人等我大前爾齋麻波利清麻波里今日乃御祭仕奉利奇伎既往乃大  
 神德爾報伊奉良武止志氏奉留禮代乃幣帛波由貴乃御饌御酒鏡乃餅志登儀爾初穗乎取添邊  
 海川爾生留緒乃廣物狹物奧津藻菜甘菜辛菜時乃木乃實波勝粟爾至爾迄宇豆高爾捧計奉  
 利各母各母比禮伏拜美奉利氏子乃所緣毛深伎宮本乃法式事執行比又勇志久母潔伎古事乃  
 獅子舞賑波志久寄志奉利氏大神意乎慰米奉良武止須故禮此乃明伎誠意乎明亮爾見霽志坐氏  
 御意穩爾平介久安良介久相諾比聞食氏自今母天皇乃大御代乎足御代爾幸比給比皇國乃人  
 民百乃官人等氏子乃人等爾至留麻氏己我向々不令在勤米止勵幸留事乎違布事無久皇神乃  
 綾爾妙奈留御威德乎以氏日爾異爾守利幸比給比神隨奈留大和國乃日乃御旗天津日乃大御

光登共爾外國々爾令輝給比氏安國乃足國止伊賀志八桑枝乃如久彌遠永爾立榮志米給倍止  
 謹美敬比恐美恐美母白須

一神饌の種類及臺數

洗米三合 酒二合 鏡餅五合 シトギ一升 海魚鱒十三尾 川魚二尾 栗二合 切昆布三玉  
 菜大根一把ッ、

一神社と氏子崇敬者との關係

古老の傳説に依れば、本座宮本の祭式に列席する者、即真取は本家、又鼻取は真取の  
 直接分家なるもの、其他の村民は、真取手傳ひ、鼻取手傳ひとして、當社に關係せざ  
 るもの、一人もなしと

一神賑の狀況

祭典當日氏子は、各戸國旗軒提灯を吊し、各親戚知己を迎へ、時刻を期して神社に參  
 拜す。又諸方より老若男女參拜し、御供(志登木)を乞ふもの多し。御神事後社前に古  
 風の獅子舞あり、頗る殷賑を極む。



南埼玉郡和土村大字笹久保  
村社 八幡大神社

一祭 名 土俵入祭

一祭事執行月日 毎年九月十四日十五日

一祭事の由來及起原

九月十五日は、本社<sup>ノ</sup>の例祭に相當し此日之を執行すれども、其由來起源等明ならず。  
(境内東端に土俵祭執行の場所あり)。

一祭儀の次第

當日早旦社殿ヲ裝飾ス

定刻神職所定ノ場所ニ著ク

次土俵入關係員一同(祭衣着用)鳥居先參道ヨリ行列(行列ハ先導拍手、行司、土俵入兒「自六歳至十

ノ順序)祓所ニ著ク(是ヨリ先手ニテ水ノ儀アリ)

次修祓

次拜殿前ニ參進一同拜禮

次土俵場ニ入ル

次土俵場東口ニ面シタル時、土俵入兒上衣ヲ脱ス

次「奴」ヤッコ左、右ト振り芝口迄進ム(此時先導拍子金棒引ハ後方便宜ノ所ニ止立ツ)

次行司及土俵入兒「奴」ヤッコヲ左右ト振り、産土廻ニ四本柱ノ外圍ヲ行列ス

次芝ノ中央ニ砂ヲ盛り、之ニ神職手力雄命ヲ招祀ス

次神饌ヲ供ス

次行司以下一同拜禮

次神靈ヲ四本柱ノ北柱ニ奉遷ス

次盛砂ヲ芝内ニ撒布ス

次行司法式ノ位置ニ著ク

次土俵入兒(自滿六歳至滿十歳)奴ヲ左右ト振り芝内ニ圓陣ニ立列、行司式ヲ掌ル

次土俵入兒(自滿十一歳至滿十五歳)前ニ同シ

次役付(手合)四名二名宛東口ヨリ昇リ、一名宛芝ヲ切り法式ノ位置ニ著ク、行司式ヲ掌ル

次行司左ノ祭文ヲ奏シツ、其音頭ニ合セ、足踏ミ數二十一足トシ、芝内二週半ニテ中央ニ入ル

祭文

抑四本柱土俵乃傳規乎尋奴留爾天地開闢渾沌未分爾志天國常立尊與里始利國家安鎮乃法式奈利柱乎四本竝可志波四州乎象留土俵波北海一圓爾志天天乃德乎學富玄武朱雀青龍白虎乃形乎表志天龍虎股肱乃二乎開久二人乃力士乎以天有無乃勝負乎顯須神孫君位乃鬼神乎慰女奉留今月今日最上吉日乎撰美天天地陰陽乾坤乃四方拜乎成志手力雄乃神乎勸請志奉留四神相應乃地乎開久何曾私爾成留所爾有須哉是一日乃勝負乎以天國家安全乎祈留所謂桑乃弓蓬乃矢乎放天萬里乃敵乎拂富行司團扇乎翁在志天力士角力乃信心氣體乎鎮志女合體和合乃勝負乎分留第一番乃取組乎草結止名津久留事草薙乃劔乎以天怨敵乎伐志給富爾表須諸人萬代不易乃祭土俵四本柱乃祭文慎美敬天白須

次役付「龜能」三名南口ヨリ昇リ、一名宛芝ヲ切り、法式ノ位置ニ著ク、行司式ヲ掌ル

次神饌ヲ撤ス

次昇神

終テ行列順序ニ依リ退出

一神賑の現況

右終りて後、該土俵場にて附近の青年及好角家の角力あり、頗る盛況を呈す。

一神饌の種類及臺數

神酒、洗米、鹽の三臺

一祭員及參列員

神職一人乃至三人 土俵入兒約三十名 先導一人 金棒引六人 氏子總代

一歌謠舞樂

土俵入兒滿六歲以上十歲迄の者の舞言

第一言 ヨーエ、ヨーエ、コリヤ

第二言 アコノ、アコノ、ヨイ、ヨイ、ヨイ、ヨイ

同 十一歳以上十五歳迄の者の舞言

第一言 ヨーエ、ヨーエ、コリヤ

第二言 アソノ、アソノ、アソノ

役付「龜能」ノ舞言

第一言 エン、エン、エン、エン、エン、エン

第二言 アフサ、アフサ、フサ、フサ、フサ、フサ

一氏子崇敬者との關係

行司土俵入兒は、總べて土著の氏子中、家督相續者中より選みて、之を務めしむる慣例なり。

北葛飾郡豊野村大字赤沼

村社 赤沼神社

二祭名 弓射祭

一祭事執行月日 毎年二月七日

一祭事の由來及起原

祭事の由來及起原等不詳なれども、舊來の因襲として現今に至り、執行す、氏子男子七歳に當れば、各自とも新調の衣服着用にて弓射を爲す。

一祭儀の次第及祝詞

當日早旦社殿ヲ裝飾ス

時刻社掌以下所定ノ座ニ着ク

次修祓 先神饌、弓、矢、的、參列員

次神饌ヲ供ス

次祝詞奏上

次齋主玉串奉奠

次區長氏子惣代玉串奉奠

次拜殿前庭へ新薦ヲ敷キ射場ヲ設ク

次齋主弓射ス

次七歳男子、區長、氏子惣代、當番人、逐次弓射ス

次神饌ヲ撤ス

次一同退場

弓射祭祝詞

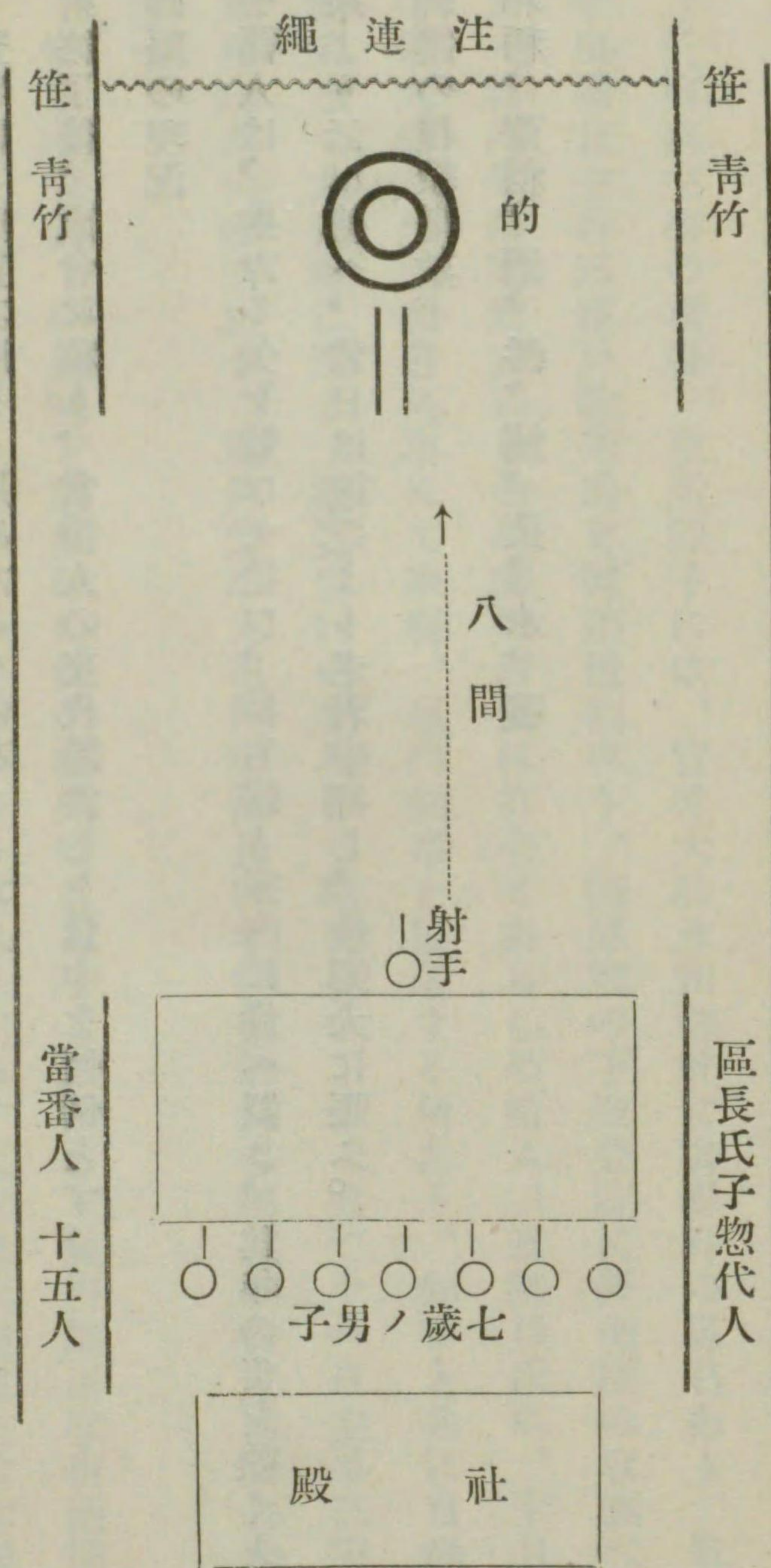
此乃神社爾鎮座須掛麻久母畏伎經津主大神須佐之男大神乃大前爾社掌何某恐美恐美母白  
 左久吉依利今爾至留麻傳年每爾缺留事無久氏子諸々集利氏弓矢品々物乎修理設氏御饌波和稻  
 荒稻御酒波和酒醴酒餅川魚海菜野菜水鹽乎捧奉里氏御祭美志久仕奉狀乎平介久安介久聞  
 食志氏寶祚天壤登無窮爾大坐天下泰平五穀豐登幸給比且御氏子乃家々爾波諸枉事無久  
 家業富榮江氏子孫乃彌繼々爾家門乎起左志米給比廣米志米給閉登恐美恐美母白須

弓射場之圖

參

觀

人



弓矢、的は年毎に青竹を以て新調す、長さ弓は五尺餘、矢は二尺四寸位なり、其數弓  
 は二本、矢は百本餘なり、的は直徑二尺四寸位なり。

七歳の男子は、各々新調の衣服を着用（中流以上の者は袴も着用）の上、左手に弓、右手に矢を持ち、社掌又は氏子惣代附添へ、助力弓射せしむるものとす。但天保年中迄は、寶物盡し染貫衣服を、用ゐたるものなりと云ふ。

弓射終了後、直會に移り、當番人の交代請渡しを爲すを恒例とす。

一 神賑の現況

氏子諸人は、射たる矢を競ひて拾ひ、持ち歸り家内に備へ置き、其年の災を除くと、古來より云ひ傳へ、當日は遠近より老若參拜し、社頭大に賑ふ。

一 神饌の種類臺數

和稻、荒稻、酒、餅、鯛、菜、水、鹽

（附 録）

○皇后陛下氷川神社御參拜次第

一、三室戸主事の來縣 皇后陛下には、官幣大社氷川神社に御參拜の思召あり、取敢へず皇后宮主事三室戸敬光氏を御差遣相成り、御道筋の下檢分竝に諸調度の取調べに付き、堀内知事額賀宮司を始め關係諸員に打合せあらしめ給ふ、三室戸氏は、十月八日午前九時八分浦和着列車にて來縣、堀内知事と協議する所あり、知事と共に自働車に同乗して大宮町に至り、額賀宮司の案内にて略打合を了す。次で十一日主事三室戸敬光外氏六氏來宮あり、堀内知事元田内務部長宮本警察部長各課長同行、諸事打合せを爲す

一、當局の斡旋 皇后陛下御參拜の御事御内定あらせらるゝや、堀内知事は折柄開會中なりし臨時縣會に諮る所あり、又直に各係の部署を定め、大宮警察署樓上に本縣出張所を設け、各詰所を置き、氷川神社參道十八町の大修繕に、物産台覽所（氷川神社參集所内）の設備、御小休所（氷川神社々務所）の設備、台覽品係調度係所（西角井邸）、

其他設備營繕晝夜兼行を以て進捗せしめ、社頭の有様殆んど面目を一新せしむるに至れり

一、御召列車時刻 皇后陛下氷川神社行啓につき、御發着時刻割は、十月十三日の官報を以て左の如く發表せらる。

十五日午前八時十五分宮城御出門△午前八時五十分上野驛御發車△同九時三十分大宮驛御着車（氷川神社御參拜 片倉製絲紡績株式會社大宮製絲所御立寄）△午後三時三十分大宮驛御發車△同四時十分上野驛御着車還御

△鹵簿の御順序

先乘東山本縣警部△前驅警視廳八塚大迫兩警部△皇后旗△近衛將校□陛下御馬車△近衛將校△女官△大森皇后宮大夫三室戶皇后宮主事侍醫△後衛伊達竹澤兩本縣警部自働車にて從ひ奉れるは

堀内知事△河村警保局長△塚本神社局長△岡警視總監△長坂憲兵司令官△宮本本縣警察部長△宮内官

一、御參拜の順序 當日午前九時三十分大宮驛第二ホームに御着輦遊ばされたる 陛下には、各高官の御出迎へある列前を進ませられ、二等待合室を御通過、豫て宮内省より御差廻はしの鳳車に御乗車相成り、鹵簿靜かに縣下幾十萬人の奉迎申上ぐる中を前衛警部騎馬にて護衛し、續いて皇后旗を近衛兵下士騎馬にて捧持し、近衛將校（騎馬）女官（馬車）皇后宮太夫、侍醫（馬車）後衛警部（騎馬）にて清砂を盛り敷きて清められたる御通路を、仲仙道第一鳥居より、老杉古松綠濃き十八丁の參道に出でさせられ夫れより氷川神社々頭に進み、社務所前にて御降車遊ばされ、御小憩正装に御召換の上、別記式次第に従ひ、御參拜あらせられたる後、御小休所（社務所）に於て堀内知事額賀宮司、外勅任官に拜謁仰せ付けられ、再び御召換へ、晝餐を取らせられ、十二時十分同所御進發、石州樓門前にて有資格者に拜謁を賜ひ、公園に玉歩を進められ、石州樓傍にて愛國婦人會員に賜謁、公園に成らせられ、グラウンド中位の休憩所に御小憩、同所北添松林に於て催せられし茸狩に加はらせられ、第二公園との間に盛熟中なる稻の刈取り實況を、御覽遊さるゝこと數十分にして、同様の道筋を御還啓、社務所

横を経て、神橋に立ち給ひ、鯉魚の遊ぶ状を戀はせられ、又進みて 聖上陛下皇太子  
殿下淳宮殿下御手植の松を順次御注意御覽の上、參集所に成らせられ、御台覽品、献  
上品を御台覽相成、御馬車にて岩槻新道を右折、仲仙道を左折、一直線に片倉製絲所  
に成らせられたるが、同所にては操絲場二棟、揚返所一棟其他隈なく御台覽、副社長  
今井吾助氏に拜謁を賜ひ、大宮停車場に御著相成り、午後三時三十分發御還啓あらせ  
られしが、當日は小春覺ゆる好天氣にて、御機嫌斜ならず見え奉りしは、いとも芽出  
度次第なりき

御參拜次第

御當日早旦神殿ヲ裝飾ス

次ニ宮司以下修祓

次ニ宮司以下神前ニ參進各班ニ著ク

次ニ宮司殿ニ昇リ御扉ヲ開キ側ニ候ス 再拜拍手

次ニ禰宜以下神饌ヲ供ス

次ニ御幣物ヲ奉ル

次ニ宮司祝詞ヲ奏ス

以上前儀

次ニ宮司以下神饌所前ニ於テ御待受

御著

御休憩

次ニ御參進

此時宮司御先導

主典四名神饌所前ニ於テ列立敬禮

次ニ御手水 但御手水ハ中門内東ノ方ニ於テ御附女官奉仕

次ニ御修祓 禰宜俸仕 終テ内玉垣内東ノ側ニ祇候ス

次ニ宮司御拜座ニ御先導

次ニ御拜座ニ著キ給フ皇后宮太夫御後ニ扈從ス

御拜座ハ正殿中陣ニ設ケ濱床ヲ置キ外陣西ノ側ニ玉串案ヲ置ク

次ニ宮司御玉串ヲ捧持シテ皇后官大夫ニ進ム

御玉ヲハ豫メ御拜座ノ左側假案ノ上ニ置ク

次ニ大夫御玉串ヲ進メ奉ル

次ニ御拜

此間供奉諸員敬禮

次ニ御玉串ヲ大夫ニ授ケ給フ

次ニ皇后宮大夫御玉串ヲ宮司ニ傳フ

次ニ宮司御玉串ヲ神前ニ奉リ終テ皇宮祭大夫ニ反命ス

次ニ皇后宮大夫御前ニ向テ言上

次ニ御退下

此時宮司御休憩所前マテ御先導

次ニ撤饌

次ニ閉扉

次ニ退下

以上

○縣社八幡神社西伯利派遣軍人健康祈願祭

兒玉郡兒玉町縣社八幡神社、西伯利派遣軍人健康祈願祭は、同社々司堀越鶴松、同町在郷軍人分會長、同青年團長、同初陽會長、同教育會長の發起に係り、之が實行に關しては、先づ町内二十八箇所に於て夜中大道演説を爲し、祈願祭の趣旨を宣傳し、又町外七ヶ村には書面宣傳を行ひ、熱心有志の賛成を求め、多數の賛成者を得て、大正九年一月六日より、二月四日に至る寒三十日間、毎朝日の出前、八幡神社頭に參集し、別項「神様の拜み方及祝詞」に依り、一同祈願を爲せり。祈願者は午前五時三十分を期し、同社隨神門受付所に於て各自參拜證にスタンプを押捺し、寒三十日間一日も缺席せざる者を檢し、精勤者名簿を作製し、慰問袋に封入して、西伯利派遣軍人に



之を寄贈したり。祈願者は孰も金若干の祈願料を醸出し、料金中雜費を控除し、殘額全部は、慰問袋製費に充てたり。

祈願初日は、宣傳の趣旨徹底の結果、祈願者は定刻に遅れず參集せるが、祈願者は一町七ヶ村にて一千三十四名を算したり。斯くして祈願は、熱心なる主催者と、至誠の祈願者とに依りて、寒三十日間、毎朝滞りなく實行せられ、二月四日を以て祈願滿了し、盛大なる滿願祭は執行せられたり。當日は郡内各町村より、在郷軍人會員、青年團員、其他一般の祈願者等五千有餘名、各標旗を押立て、未明より神社に參集し、定刻に至るや、境内殆んど立錐の餘地なき程にして、無前の盛觀を呈せり、斯くて午前九時喇叭の吹奏を相圖に、一同社前に整列し、最も嚴肅に祈願の祝詞を奏せり。其聲天地も振動するばかりなりき。當日の重なる參列者は本縣知事代理栗田理事官、芳原砲兵中佐、上泉歩兵少佐、縣郡會議員、郡長代理郡視學、各町村長、學校長、新聞記者等にして、同十一時全く祭式を閉じたり。因に祈願期間皆勤者は七百三十三名にして、又兒玉郡小學校にては祈願期間中全校職員兒童一齊に參拜（午前五時半）せしこと

二回なりしと云ふ

神様の拜み方及祝詞

○拜み方

御神前ニテ先ツ拜二ツ拍手二ツナシ、夫レヨリ祝詞ヲ奏シ、了リテ又拍手二ツナシ、後チ拜二ツスベシ。

○天津祝詞（禊祓詞）

高天ノ原ニ神留座ス神漏岐神漏美ノ命以テ皇御祖神伊邪那岐ノ命筑柴ノ日向ノ橘ノ小門ノ阿波岐原ニ身滌祓ヘ賜フ時ニ生座ル祓戸ノ大神等諸々ノ禍事罪穢ヲ祓給ヒ清給ヘト白ス事ノ由ヲ天ツ神國ツ神八百萬ノ神等共ニ天ノ班駒ノ耳振立テ、聞食セト恐ミ恐ミモ白ス

○出征軍人健康祈願ノ祝詞

掛マクモ畏キ縣社八幡神社ノ御前ニ謹ミ敬ヒ申サク此度 天皇ノ大命以テ御國ノ爲ニ西比利亞ニ出征セル我同胞ノ軍人衆殊ニ此ノ郡ノ四方ノ町村ノ兵士等ヲ導キ給ヒテ疫

病時疾ニ患ヒ惱ム事モナク砲彈ヤ刃ニ傷ク事モナク心堅固ク身健全ニ凱歌ノ聲ノ勇マシク歸來シメ給ヘト祈願奉ル事ヲ聞食セトカシコミカシコミモ白ス

(注意 氏名ヲ舉ケテ祈願スルモノハ印ノ處ニ何町村氏名ヲ加フヘシ)

○略祓詞

掛マクモカシコキ祓所ノ大神等祓タマヘ清給ヘト白ス

(三返)

○出征軍人健康祈願略祝詞

掛マクモカシコキ八幡ノ大神伊 出征軍人殊ニ此ノ郡何町村ノ軍人(氏名)等ヲ守給ヒ幸給ヘト白ス

○小山川改修起工地鎮祭

埼玉縣起業小山川改修起工に付き、十一月十二日大里郡新倉村小山川改修工事現場に於て、最も壯嚴なる起工地鎮祭は執行かられたり。今齋場の現況を記さんに、齋場は間口七間奥行二十間を劃し、後方中央に二間四面の御假屋を設け、向て右側に鎌入及

鎌入(方三尺盛砂)場、其後方に祭事關係者及臨場官以下來賓幄舎を建て、又左側には御假屋より約二間餘を隔て、神饌舎樂舎及神職幄舎を建て連ね、前面中央には、方七間餘の一大幄舎を建て、中央幔門入口より、參入通路を設け、御假屋の軒廻りには紫幕を張り、下部は黒白の幔及注連を張り、神饌舎樂舎其他の幄舎には、孰れも黒白の幔を張り、齋場の周圍には齋竹を建て注連繩を張れり、齋場向て右側に手水所及祓舎を設く御假屋は中央盛砂うづ高く、之れに簀簾を敷き、神籬臺を建て、神饌案を高低二列に置き、案前左右の簀簾に、齋鎌齋鎌各一挺(柄奉書水引紙手を附す)又左右に日月の錦旗、及眞神に鈿鏡五色布を垂れたり、齋庭には一面に砂を盛りて箒目正しく、樂舎には三管三鼓和琴等所役の伶人十二名、又神職幄舎には柳瀬齋主以下副齋主祓主後取十八名、孰れも齋服に威儀を正し、花の如き童女二名、白襟小忌衣麗しく著床し、又祭事關係者幄舎には、堀内知事、元田内務部長、田賀土木課長、市川工營所長、常見官房主事著席。來賓幄舎には内務大臣代理丹羽内務書記官、出井縣會議長、東京土木出張所長、市川大里郡長、栗原、飯塚治水會代表其他縣參事會員、縣會議員、關係郡長、警察署長、

工區長、大里郡會議長、同郡會議員、町村長及治水會有志等二百有餘名著席し祭事は式の如く頗る壯嚴裡に行れたり、此日細雨頻りに至り、神威齋庭を壓し、參列者をして肅然襟を正さしめたるが、祭事執行次第は左の如し

小山川改修起工地鎮祭次第

一當日早且祭場ヲ鋪設シ及祭具ヲ辨備ス

一午前十時三十分神職著裝

一同 十時五十分修祓

此儀神職童女及元田内務部長田賀土木課長小川井上兩縣屬安像書記並治水會關係町村長齋場入口右側祓所前ニ正列修祓ヲ受ク、祓主ハ諸員ヲ祓ヒ畢テ神饌舎ニ至リ、神饌ヲ祓ヒテ退ク

一同 十一時神職童女參列諸員齋場ニ參入著床

一同 十一時五分齋主降神ノ儀 警蹕 營攝

一同 十一時十分獻饌 奏樂

一同 十一時三十分振鈴一般參列員齋場參入著席

一同 十一時三十五分知事以下來賓齋場前ニ於テ手水ヲ畢リテ齋場ニ參入、幄舎ニ著

ク、同時刻神職手水用意

一同 十一時四十分、神職祓所ヨリ大麻ヲ捧持シテ齋場ニ入り、先ツ幄舎ナル知事、

土木課長、工營所長、及祭事關係參列員、次一般參列員ヲ祓ヒ、了テ齋場ヲ出テ祓

所ニ大麻ヲ復シテ退ク

一同 十一時四十五分齋主祝詞奏上

工事始式

一同 十一時五十分副齋主祭員二員 (一員ハ米鹽酒 一員ハ切麻) ヲ隨ヘテ四隅及中央ヲ祓フ

此儀先ツ東北ノ隅ニ至リテ祓ヒ、次東南、次南西、次西北、次中央ニ至リテ祓フ

一同 十一時五十五分童女草刈ノ式

此儀、後取二員神前ニ進ミ齋鎌ヲ持、所定ノ位置ニ著ク

次、祭員童女ノ先導ヲナシ、童女後取ヨリ各齋鎌ヲ受ケ、草刈場所定ノ位置ニ進ミ、左右對揖シテ草刈ノ作法三度、畢リテ對揖復席先導前ノ如シ

次、後取童女ヨリ齋鎌ヲ受ケ、神前ニ復シテ退ク

一午後十二時五分知事及土木課長鍬入ノ式

此儀後取神前ニ進ミ、左側ニ供ヘタル齋楸ヲ持テ、所定ノ位置ニ於テ、知事席ニ向テ一揖  
次知事參進、後取ヨリ齋楸ヲ受ケ、楸入場前ニ進ミ（此時後取後方ニ伺候ス）一揖、楸入ノ作法三度、畢リテ  
一揖逆行三步、齋楸ヲ後取ニ渡シテ復席  
次、後取知事ヨリ齋楸ヲ受ケ、神前ニ復シ、更ニ神前右側ニ供ヘタル齋楸ヲ持、所定ノ位置ニ於テ、土木課  
長席ニ向テ一揖

次、土木課長參進、後取ヨリ齋楸ヲ受ケ、楸入場前ニ進ミ（此時後取ハ後方ニ伺候ス）一揖楸入ノ作法三度、畢  
リテ一揖、逆行三步齋楸ヲ後取ニ渡シテ復席  
次、後取土木課長ヨリ齋楸ヲ受ケ、神前ニ復シテ退ク

一同 十一時十五分玉串奉奠

此儀知事玉串ヲ奉リ拜禮 玉串ハ神職之ヲ附ス

次、内務部長、土木課長、工營所長同上

次、内務大臣代理官、出井縣會議長、市川大里郡長、飯塚治水會代表

同上

次、齋主玉串ヲ奉リ拜禮

次、副齋主以下列拜

一同 十二時四十分知事式辭

次、内務大臣告辭丹羽内務書記官代讀

次、出井縣會議長祝辭

次、市川大里郡長祝辭

次、栗原治水會代表祝辭  
次、高田衆議院議員祝辭

一同 一時十分振鈴參列員退場

一同 一時十五分撤饌

一同 一時三十分齋主昇神ノ儀

菅搔  
警蹕

一同 一時三十五分神職童女式場係縣官吏員及治水會關係町村長退場 以上

地鎮祭祝詞

此地乎嚴乃磐境止忌竹爾注連引回志眞榊爾木綿取垂天招奉里齋比奉流掛麻久母畏伎大地主  
大神瀨津姬命產土大神乃御前爾齋主職氏名恐美恐美母白左久是乃小山川波志母霖雨世婆河  
水溢禮早魃世婆流水淀美船路波更奈利水利乃便爾障呂布事乃多奈留乎慨美歎加比此度埼玉縣乃  
官人乎始米氏諸議基知氏改米修米氏卒止寸故大前乎齋奉里廣伎厚伎恩賴乎請願奉良卒止爲氏月乃  
中爾日時乎選定米氏官職乃人々伊列並居氏御神事仕奉流今日乃禮代波小田乃小稻乎御饌爾  
盛立豐御酒種々乃物乎置足波志供奉良久乎御神慮母美久和也加爾聞食諾比給比氏禍神乃枉事  
不令在手躡足躡無久堀開久溝地波深久廣久築上流堤根波高久墜久雨降利風吹止母損害流々

事無久流渡流河瀬乃水乃彌清久彌遠長爾守護幸給比氏國益乎起左志米給比弘孝志米給閉止畏美  
畏美母稱言竟奉良久止白寸

○埼玉縣尙武會主催青島西伯利戰役戰病死者招魂祭

本縣尙武會主催、青島及西比利亞事變殉難者招魂祭は、去十二月二十二日、大宮公園内に設けられたる祭場に於て施行せられたり。場は、間口三十間奥行六十間にして、奥に三間四面の幄舎式祭壇あり、神籬を立て、周圍には戸帳を掛け、左右に眞榊を植ゑ、五色の絹を垂る。式場の左右に大テント十棟を建て、入口には鳥居型大緑門あり。緑門を入りて左右には、受付所の設けあり、又場の周圍には榊數十本を植ゑ、四手を垂るゝ等、設備萬般に整ひ、幔幕の白きは園内の松の翠に映えて、光景も亦頗る佳なる者ありき。

定刻午前十一時、諸準備滞なく進行し、副祭主以下神饌を供し、齋主額賀米川神社宮司祭詞を奏したる後、祭主堀内知事の祭文(別項)に次で、白水第十四師團長、大橋第六十六聯隊長、林第三聯隊長、軍人後援會長大隈重信代理堀内中將、波多野浦和地方裁判所長、副祭主出井縣會議長、野呂代議士其他の祭文朗讀後、祭主(知事)の玉串奉奠に次で、第十四師團長、第二十八旅團長、第六十六聯隊長、第三聯隊長、武川本郷聯隊區司令官、登坂熊谷聯隊區司令官、須永電信隊長、帝國軍人後援會長、諸官衙高等官代表波多野浦和地方裁判所長、副祭主出井縣會議長、衆議院議員(長谷川、山崎、野呂、神谷)總代長谷川代議士、各郡會議長總代渡邊南埼玉郡會議長、各警察署長總代増田浦和署長、原少佐未亡人以下百五十七名の戰病死者遺族、各町村長總代荒木熊谷町長其他在郷將校、青年團長、愛國婦人會總代堀内知事夫人特殊看護婦人會總代、佛教團等各列拜總代の玉串奉奠あり。祭主堀内知事及副祭主出井縣會議長及兩聯隊區司令官の謝辭ありて式を終る。當日參列遺族は、實に各郡を通じて三百餘名ありたり。因に當日は陸軍大臣竝に粕谷衆議院副議長外二三の祭電ありたり。また各在郷軍人分會にては、分會旗を押し立て、兩師範學校職員生徒竝に浦和中學、浦和高等女學校其他大宮小學校(五年以上)等の生徒は、祭場前方より列拜する處あり

招魂祭次第

當日早旦祭場ヲ辨備ス

第一鼓 午前十時三十分參列員著席

次遺族著席 是ヨリ先手永ノ儀アリ

第二鼓 祭員參進 同上

次祭主以下掛員參進 同上

次來賓參進 同上

次修祓 先ツ祭壇次神饌次祭員次祭主以下掛員  
次遺族次來賓次參列員(此時起立)

次齋主招魂ノ詞ヲ奏ス 此間奏樂著床ノ諸員起立

次神饌ヲ供ス 此間奏樂

次齋主祭詞ヲ奏ス 著床ノ諸員起立

次祭主祭文ヲ奏ス 同上

次來賓祭文ヲ奏ス

次祭主玉串ヲ奉リテ拜禮(此時祭儀掛員起立)

次齋主玉串ヲ奉リテ拜禮 祭員列拜

次遺族拜禮 (遺族ハ郡毎ニ一團トナリ  
列拜總代一名玉串奉覽)

次來賓順次玉串ヲ奉リテ拜禮

在郷軍人會員青年團員學校生徒逐次參拜

次祭主挨拶

次第三鼓來賓以下順次退出

午後三時迄一般參拜

午後三時神饌ヲ撤ス 此間奏樂

次齋主送魂ノ詞ヲ奏ス 此間奏樂

以上

祭主祭文

維時大正九年十二月二十二日、清酌庶羞の典を具し、恭しく故陸軍歩兵少佐正六位  
勳五等功四級原作藏君外陸海軍戰病死者百五十六將士の英靈を祭る。

顧れば、大正三年歐洲戰亂の勃發するや、皇國も亦世界平和の確保、正義人道の擁  
護の爲めに、奮つて聯合の軍に加り、獨逸國に對し戰を宣し、東洋に於ける安寧維  
持の任に當り、夙に青島を攻略して敵國の東亞に於ける根據を抜き、更に南洋に航  
戰して太平洋の掃蕩に努め、遠く西の方地中海に艦艦を進めて、聯合軍を掩護し、  
又北の方西比利の野に貔貅を送りて、過激派兇徒を抑壓す。前後五ヶ年の久きに彌  
り、戰域廣望數萬里に及ぶ、實に世界有史以來未だ見ざる所なり。其間、諸士盡忠  
報國の義心を奮ひ、百難萬苦嘗めざるなく、寒風凜々たる朔北の野に、馬頭を立て、  
兇徒を伐ち、炎熱煌々たる南洋に艦艦を並べて敵艦を破り、以て帝國の威武を中外  
に宣揚したり。然るに哀哉、或は砲煙を浴びて、壯烈なる戰死を遂げられ、或は瘴  
氣に觸れ、怨を呑みて異域の露と消えらる。噫何ぞ痛悼の情に堪へんや。今や世界  
大戰其局を結び、帝國の武威八紘に輝く、是れ一に皇上の稜威によると雖も、亦諸

子の功の致す所にして、英名千秋に傳へて不朽なるべし。諸子又以て瞑すべきなり  
茲に官民相謀り、恭しく諸士の勇魂を祭る。英靈冀くは來り饗けよ。

埼玉縣知事從四位勳三等堀内秀太郎白

### 齋主祝詞

八十日日波 雖有此月乃今日乎 生日乃足日止 選定米底是禮乃 大宮乃園生乃松乃木蔭乎嚴乃  
忌庭止 拂清米氏 神籬立氏 暫招奉里鎮米奉留故陸軍歩兵少佐正六位勳五等功四級原作藏主  
主乎 始米氏海陸乃將士百五十六柱乃英靈等乃御前爾齋主從五位勳六等額賀大直愼美敬比母  
白左久 現神吾大君波 山河母 寄里氏仕閉昆蟲母服呂比奉留大御德乃隨海外乃國々止乃交際母美  
志久 陸毘氏有計留乎 去頃西乃海邊爾荒伎浪風立騷藝氏 由久理奈久母獨逸乃國止戰乎開伎給  
比志與利支那國青島止 云閉留地爾皇軍乎送良志米給比 又西比利亞乃末野乃嵐最劇志止聞食  
志氏波 同胞如須親志久善志伎 外國乎母援計救波武止 大御軍出志給布仰言下志給比志加良爾  
汝命等波也 天皇乃大命乎項爾戴伎蒙里 此乃縣内里々與利徵左衣坐志氏 皇軍爾參加里大君乃  
醜乃御楯食國乃遠乃鎮護止各母各母軍人乃職々乎負持給比氏 頭突眞日乃暑伎日爾母巖如

須敵乃壘爾立向比競比戰比大地母凍里氏寒伎冬乃夜爾母廣野乃末爾勤美勵美給閉留程爾  
 或波雷如須大砲爾中里或波氷如須劔刃爾傷良衣或波重伎病魔爾犯左禮給比氏阿波禮阿波  
 禮荒野乃末乃草乃露海原乃沖乃浪間乃潮乃沫止消衣坐志奴留事波最母悲志久慨志伎極美爾  
 奈母然波雖有斯久戰比給比斯久勤美給比志爾依里氏古曾然志母荒毘志敵共母打破良衣皇大  
 御國乃稜威母耀伎渡里他國國乃喧噪母治里氏天下靜計伎狀爾波克復里多禮故其乃忠爾  
 赤伎誠心波幽冥爾志氏波天神母御心爾感計給比受給比顯世爾志氏波天皇母憐美給比愛給比  
 氏懇爾御祭行波世給閉留波凡庸人乃掛介氏母及婆奴高久嚴志伎榮譽爾古會茲爾汝命等爾由  
 緣深伎是乃埼玉縣知事堀内秀太郎埼玉縣々會議長出井兵吉本郷聯隊區司令官陸軍步兵  
 大佐武川壽輔態谷聯隊區司令官陸軍步兵中佐登坂伴次郎等乎始米氏官公職爾携波留人々  
 相集比相議里氏招魂祭乃神事仕奉留止嚴乃齋場波廣良爾清良爾設備閉捧奉留物波御饌御  
 酒海川野山乃物乎机代爾置高成志氏汝命等乃親族家族母參來集比氏拜美奉里偲毘奉留狀  
 乎愛志止母嬉志止母聞食志氏顯世爾立給比志功績乃隨爾皇大朝廷乎彌遠爾彌永爾守奉里幸  
 閉奉里給閉止申須事乎天翔里氏母聞食世止謹美畏美母白寸

當日の祭員左の如し

- |      |          |      |    |       |
|------|----------|------|----|-------|
| 齋主   | 額賀 大直    | 副齋主  | 陪膳 | 東角井楯臣 |
| 祓主   | 手長 杉山 一忠 | 大麻司  | 同  | 榎本 良作 |
| 鹽湯司  | 同 石井 文治  | 警蹕   | 同  | 伊藤千代守 |
| 祝詞後取 | 同 吉田 英一  | 齋主以下 | 同  | 宮本小次郎 |
| 薦後取  | 同 櫻井 勝治  | 玉串後取 | 同  | 神山 正治 |
|      |          | 案後取  | 同  |       |

本會副會長及各郡支會會長として齋服着用參加したるもの左の如し

- |           |       |           |       |
|-----------|-------|-----------|-------|
| 本會副會長     | 金鑽 宮守 | 北足立郡支會副會長 | 磯部 重浪 |
| 入間郡支會副會長  | 山田 年風 | 比企郡支會副會長  | 神保 鐵男 |
| 秩父郡支會副會長  | 宮澤 到  | 兒玉郡支會副會長  | 土師 眞吾 |
| 大里郡支會副會長  | 柳瀬 禎治 | 北埼玉郡支會副會長 | 新楨 榮助 |
| 南埼玉郡支會副會長 | 八坂琴之助 | 北葛飾郡支會副會長 | 青木宇根藏 |

典禮として祭儀を司りし者

本縣神社主任 小川 元吉



大正十年九月二七日印刷  
大正十年九月三〇日發行

埼玉縣北足立郡大宮町大字高鼻十番地

埼玉縣神職會

代表 東角井 祐臣

埼玉縣北足立郡浦和町四百三十九番地

印刷人 山本長次郎

埼玉縣北足立郡浦和町四百三十九番地

印刷所 關東印刷株式會社浦和工場

186  
342

